

## 平成19年12月南伊豆町議会定例会会議録目次

### 第1号（12月11日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会宣告	3
○議事日程説明	3
○開議宣告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○諸般の報告	4
○町長行政報告	4
○一般質問	7
漆田修君	7
長田美喜彦君	21
竹河十九巳君	24
横嶋隆二君	42
稲葉勝男君	59
清水清一君	65
○散会宣告	77
○署名議員	78

## 平成19年12月南伊豆町議会定例会

### 議事日程(第1号)

平成19年12月11日(火)午前9時30分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 町長行政報告

日程第 5 一般質問

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員(11名)

1番	竹河十九巳君	2番	谷正君
3番	長田美喜彦君	4番	清水清一君
5番	保坂好明君	6番	清水清一君
7番	梅本和熙君	8番	漆田修君
9番	齋藤要君	10番	渡邊嘉郎君
11番	横嶋隆二君		

### 欠席議員(なし)

---

### 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	鈴木史鶴哉君	副町長	小針弘君
教育長	渡邊浩君	総務課長	鈴木博志君
企画調整課長	外岡茂徳君	建設課長	奥村豊君
産業観光課長	山田昌平君	町民課長	大野寛君

健康福祉課長	藤原富雄君	教育委員会 事務局 局長	山本信三君
上下水道課長	小坂孝味君	会計管理者	大年清一君
総務係長	松本恒明君		

---

**職務のため出席した者の職氏名**

議会事務局長	山本正久	主 幹	栗田忠蔵
--------	------	-----	------

開会 午前 9時30分

◎開会宣告

○議長（渡邊嘉郎君） 定刻になりました。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しております。

これより平成19年12月南伊豆町議会定例会を開会いたします。

---

◎議事日程説明

○議長（渡邊嘉郎君） 議事日程は、印刷配付いたしましたとおりであります。

---

◎開議宣告

○議長（渡邊嘉郎君） これより本会議第1日の会議を開きます。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（渡邊嘉郎君） 会議録署名議員を指名いたします。

会議規則の定めるところにより、議長が指名をいたします。

6番議員 清水清一君

7番議員 梅本和熙君

---

◎会期の決定

○議長（渡邊嘉郎君） 会期の決定を議題といたします。

会期は、議事日程のとおり、本日から12月13日までの3日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。よって、会期は12月11日から12月13日までの3日間と決定をいたします。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（渡邊嘉郎君） 諸般の報告を申し上げます。

平成19年9月定例会以降開催された行事は、お手元に印刷配付いたしましたとおりであり、各行事に参加いたしました。特に10月30日、静岡市で開催された町村議会議長会定期総会席上において、梅本和熙議員が静岡県町村議会議長会自治功労者表彰を受賞しましたので、報告をいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

---

#### ◎町長行政報告

○議長（渡邊嘉郎君） 町長より行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） おはようございます。

本日より12月定例会、よろしくお願いをいたします。

平成19年南伊豆町議会12月定例会の開会に当たり、次の4項目について行政報告をいたします。

1、市町村合併等地区説明会について。

市町村合併等地区説明会は、10月9日の立岩地区を初めとして12月10日まで、町内全地区を対象に、20会場において開催をいたしました。

町からの出席者は、私を初め副町長、教育長のほか、各課局長全員と関係職員を同行させ

ました。

説明会では、当面の行政課題としまして、市町村合併について、小中学校の再編成について、ごみ処理の有料化等について、水道料金等の改正について、共立湊病院組合の現状について説明を申し上げ、その後、町民との意見交換をさせていただきました。

市町村合併につきましては、当初、県の示した1市5町の枠組みでの合併について検討していく姿勢で臨んでおりました。しかしながら、周知のとおり、11月19日の南伊豆地区広域市町村圏協議会におきまして、西伊豆町と東伊豆町が1市5町の枠組みから離脱を表明したことから、本町の将来人口や財政状況の現状及び予測を中心とした説明をいたしました。

今後は、説明会での町民のご意見を参考に、県の支援や他の市町の動向を見きわめつつ、市町村合併に向けて取り組んでまいり所存であります。

小中学校の再編成につきましては、学校統合審議会での答申に基づき、複式学級の解消を目的として、平成21年度を目標に南崎小学校と竹麻小学校の統合を準備していくことを中心に説明をいたしました。

ごみ処理の有料化等につきましては、清掃対策審議会での答申に基づき、公平性の確保と多額なごみ処理経費の財源確保を目的に、ごみ処理手数料の導入をお願いをいたしました。

水道料金の改正につきましては、水道料金等審議会の審議状況から、料金改正は大きな問題であるとの認識から今後の継続審議となっておりますが、検針については他の市町の状況や事務処理の合理化の視点から、隔月実施する方向で検討していることを説明をいたしました。

共立湊病院につきましては、建設検討委員会での審議状況から、耐震性のある適切な病棟の確保のため検討をいたしました。現在地での耐震補強については、病院利用者への負担が大きいこと、入院患者を一時的に収容するための仮設病棟を新たに建設しなければならない等により、耐震補強案は廃案となり、今後は建てかえの方向で、その時期や病院施設の規模及び財源、建設場所の選定を慎重に検討していく旨の説明をいたしました。

また、こうした行政課題以外にも、地域特有の諸問題や身近な問題につきましてもご質問やご要望を伺い、意見交換を行ってきたところでございます。

今後は、町民の皆様からいただきました貴重なご意見、ご要望を真摯に受けとめ、行政運営に反映させてまいりたいと存じます。

## 2、フェスタ南伊豆について。

10月28日曜日、青野川ふるさと公園を会場に、産業団体連絡協議会、社会福祉協議会、

町等を構成員とするフェスタ南伊豆実行委員会の主催で「第4回フェスタ南伊豆」が開催されました。

この多彩なイベントは、「産業まつり」、「ふれあい広場」、「スポーツフェスタ」及び「健康まつり」を一堂に会し、町民の地場産品に対する理解と認識を高め、生産者の生産意欲を図るとともに、町の活性化を図ることを目的とするものであります。

当日は、前日の雨の影響で「スポーツフェスタ」は中止になりましたが、産業団体、各種団体約30グループが強い連帯感のもと参加されました。

開会式では、南伊豆町表彰条例に基づき善行表彰者3団体の表彰、社会福祉協議会善行者3名に対する感謝状の贈呈、町内43組の銀婚式対象者のうち代表2組に対する表彰が行われた後、保健協力員による健康体操が行われ、フェスタ南伊豆の開幕を飾りました。

会場では、町内の産業団体、姉妹都市の長野県塩尻市等による地場産品の販売、イセエビのみそ汁等のサービスなどが実施され、多くの来場者は、秋空の晴天のもと各種イベントや買い物を満喫され、大にぎわいでありました。

フェスタ南伊豆は、関係する産業団体、各種団体の努力及び町民の方々の理解に支えられ、年々出店数も増加し、本年度は「スポーツフェスタ」が中止されたものの、3,000人を超える多くの来場者があり、町民の交流の場として、地域活性化の大きな原動力になっております。今後も、各種団体と協力して、秋の一大イベントとして町民の方々に定着し、町の活性化の一助となるよう鋭意努力していく所存であります。

### 3、第8回静岡県市町村対抗駅伝競走大会について。

第8回静岡県市町村対抗駅伝競走大会が、12月1日土曜日に静岡市で開催をされました。

県庁前をスタートし、静岡市清水区の清見瀉公園を折り返して、県営草薙陸上競技場をゴールとする11区間、42.195キロのコースで行われました。「市の部」には23市から27チーム、「町の部」には19町から19チーム、合わせて46チームが出場し、郷土の期待を担った代表選手11人が、初冬の駿河路を力走しました。結果は、2時間36分15秒で、町の部で16位でした。7月から練習に取り組みましたが、昨年の記録、順位には及びませんでした。

選手はもとより、関係者の方々にも厚くお礼を申し上げます。特に、1区のジュニアAの部で、下田北高校2年生の大島七海選手は区間6位、4区の40歳以上の部では、笠井慎選手が区間賞に惜しくも3秒及ばない区間2位の成績でした。厚い選手層を誇る大きな市町の選手を相手に、大いに健闘をしました。

町の代表として走り「たすき」をつないだ選手、選手を支えてくださった家族、指導して

くださった関係者、そして応援をしていただいた町民の皆様に、重ねて厚く感謝申し上げる次第であります。

4、主要建設事業等の発注状況について。

平成19年度第3四半期（10月から12月）における主要建設事業等の発注状況は、次のとおりであります。

町道堀田線道路維持工事383万2,500円、株式会社保坂建設。

19年災4号町道下賀茂南野線道路災害復旧工事992万2,500円、長田建設工業株式会社。

町単災普通河川南野川河川災害復旧工事207万9,000円、五味建設株式会社。

南伊豆町観光交流館実施設計業務766万5,000円、株式会社池田建築設計事務所。

町営温泉銀の湯会館冷却用補給水・温度調整機器取替工事409万5,000円、株式会社塩崎工業。

吉祥簡易水道差田地区配水管布設替工事437万8,500円、株式会社塩崎工業。

妻良漁港漁業集落環境整備事業マンホールポンプ設置工事1,165万5,000円、日耕機電株式会社静岡営業所。

以上で平成19年12月定例会の行政報告を終わります。

○議長（渡邊嘉郎君） これにて行政報告を終わります。

---

#### ◎一般質問

○議長（渡邊嘉郎君） これより一般質問を行います。

---

#### ◇ 漆 田 修 君

○議長（渡邊嘉郎君） 8番議員、漆田修君の質問を許可いたします。

〔8番 漆田 修君登壇〕

○8番（漆田 修君） 先ほど町長から行政報告がございましたが、市町村合併の問題とあわせて公立小学校の統廃合問題、この2点について、通告に従い一般質問をさせていただきます。

最初に、合併問題であります。小泉政権下の三位一体の改革を受けて、平成18年度は所得税から個人住民税への3兆円の税源移譲が10%の比例税率によって実施されました。さきの議会での町長答弁では、移譲の恩典のネット額は約270万円弱であったそうでありますが、1920年代の両税、いわゆる所得税と住民税ですね。両税の移譲議論を思い出すときに、今回の改革によって我が国の地方分権の歴史が大きな一歩を踏み出したことは、歓迎すべきことでもあります。

しかし、一方で、地方の一般財源に目を向ければ、地方財政計画の圧縮を通じた地方交付税の削減が常態化し、都市部とそれ以外の地域での景気の跛行性も手伝って、自治体間の財政力格差に懸念が生じつつあります。

このように、個人間の経済格差もそうでありますが、深刻な政治課題として受けとめられており、三位一体改革後の税財政問題は新たな局面を迎えつつあります。

県の示した今般の合併構想の根拠法は合併特例法であり、そのねらいとするところは地方行財政の効率化と効果的な運営を目途とするものであることは、皆様ご承知のとおりであります。11月19日、先月であります。賀茂地内の首長からなる協議会において、西伊豆町と東伊豆町が正式離脱しましたが、その詳細な経緯はいかがであったのか。また、それを受けて、我が町は当該課題に対し今後どのように対応しようとしているのか、鈴木町長の見解を最初に賜りたいと思います。

○議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

このたびの市町村合併につきましては、ご承知のとおり、県の構想によって示されました1市5町の合併につき、合併調査委員会を立ち上げまして、そして南伊豆地区広域市町村圏協議会の中で協議を重ねてまいりました。

ご承知のとおり、去る11月19日に南伊豆地区広域市町村圏協議会、首長会議ですけれども、協議会が県の下田の総合庁舎で開催をされまして、そこで西伊豆町、そして東伊豆町から合併についての考えが表明されたわけであります。

まず、西伊豆町でありますけれども、合併をしたばかりで、そして新たな合併については町民の関心が低いこと等が述べられました。そして、がしかし、近い将来もう一度合併を考えなければと予測はするものの、今回の合併構想には入らないで、当分の間、単独でいくといったことを表明がされました。そして、東伊豆町につきましては、合併説明会での住民の

意見やアンケート、議員の意見を聞いた中で、合併は避けて通れないとしつつも、県の合併構想の枠組みから外れ、今後は住民の意思を尊重した合併を模索していくということが表明をされたわけであります。

そして、それを受けまして、それぞれの市町の首長が考え方を述べまして、下田市は、できれば残りの1市3町で合併に向け協議を進めていきたいと、できれば後日、そういった会議も持ってほしい。そして、将来、土台となるような新市をというような発言もございました。そして、河津の町長からは、12月3日から5日にかけて3会場で説明会を開催する予定であると。1市4町であればという考えもあったけれども、こういう状態になって、状況説明をしていきたいということが述べられました。

そして、松崎町長からは、これらのことは議会へも報告し、そして今後、行き方、考え方ということで検討していきたいということで、合意が得られればまた区長会等へも説明したりして、そういった町の考え方をまとめていきたいということも述べられました。

そして、我が町は今、地区説明会の開催中でもあり、こういった状況を議会の皆さんに報告し、説明会でも住民にも報告し、今後の対応については考えていきたいということを述べました。そういう状況であります。

それで、その後の対応ということでもありますけれども、ご存じのように、県の構想から2町が離脱したということで、先ほど申し上げました合併調査委員会が12月、先般、解散となっております。いわゆる仕切り直しといたしますか、そういう状況であります。

そして、本町といたしましては、先ほど申し上げましたように、県の支援策であるとか、それぞれの市町の状況等も見極めながらということで、地区説明会で私は申し上げてきました。そして、10月9日から開催しました説明会では、1市5町の財政状況、将来予測、人口の将来の見通し、それから新市財政シミュレーション、そして我が町の財政計画、こういったことを説明し、国や県が進める政策の中で、各般にわたって総合的に考えると、我が町の財政見通し、人口減等からも、将来に向かって単独行政は極めて困難であるということで、この際、県の構想によって示された1市5町の枠組みに沿って合併に取り組んでいきたいということを申し上げてきました。そして、そういう中での2町の離脱ということでもあります。

そして、考え方としましては、実は説明会が昨日終わりました。終わった時点で、出された意見をまとめまして、そして議員の皆様にも報告し、協議を願い、広域圏の協議会という考えでございましたが、このような状況下でありますので、その後の考え方、対応につきましては行政報告で述べたとおりでありますので、今後の県の支援、あるいはほかの市の動向

を見きわめながら、市町合併に向けて取り組んでいきたいという考えであります。

以上です。

○議長（渡邊嘉郎君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

○8番（漆田 修君） 先ほどの行政報告ですと、慎重に動向をみながらという表現で終始しているのですが、問題の19日の席上で、調査委員会の解散を、南伊豆町が先に解散しようではないかということ述べたというように伺っておりますけれども、それは事実でありますか。その席で結構です。

○町長（鈴木史鶴哉君） それはないですね。それは、みんなもう、1市5町というのをいわゆる調査委員会であり、要するに協議会の中の予算で調査委員会を立ち上げていますから、そういったことでいくとそれはもうないという……。

○議長（渡邊嘉郎君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

○8番（漆田 修君） それ、よくわかりました。

これは、一応地区説明会も終了したということで、それぞれまとめとか議会に対する諸般のそれにかかわる報告もあろうかと思いますが、その次のステップへ局面は進んだという理解で私どもはおります。

実は、この市町村合併問題を受けて、地方財政計画、これは国の方の関係であります、それを受けまして、個々の自治体においてはそれぞれの財政計画を策定して、既にやられているところもありますが、そういう過程を踏んで、実際に例えば合併する、しないにかかわらず、そういう計画をプランにのせて、具体的に各自治体どうしようかというところに入っている自治体は非常に多くございます。

それで、今、町長の答弁のとおり、当町と周囲の自治体の合併問題は極めて難しい局面に入りつつありまして、いずれにしても、新法の期限内までに選択決定が迫られることは必至であり、各自治体では合併する、しないにかかわらず、千差万別の行政需要が存在しており、それらを的確に補足し、必要な財源を保障しなければならないわけでありましてね。

そこで、さきに述べました格差の問題であります、格差を縮小する税財政改革のあり方とはどのようなものかという点についての議論に移っていきたいのでありますが、あわせて、財政当局、そして町長の認識の質疑をしてみたいと思っております。これは、極めて認識の、新たな局面を受けて、財政当局はどのような認識をしているかということでありまして、非

常に重要な問題であります。

それは、大別して、地方の税改革と一般でいう交付税ですね。それが別な政治表現しますと、税源移譲と財源保障の2つになるかと思われませんが、まず移譲の規模を論じようと思えば、国及び地方の役割分担を明確にする必要があります。財政力の観点から地方の役割を論じるときに言及されるのが、財政連邦主義ですね。財政の勉強されている方は理解されていると思いますが、財政連邦主義という考え方であります。

財政の機能を定式化したドイツの財政学者でありますマスグレイブによりますと、財政の役割は、まず第1点が所得の再分配です。2番目が経済の安定化、そして3番目が資源の配分と区別することができます。

それで、最初の所得の再分配によりますと、自治体が再分配政策を行えば、人々は自治体間を自由に移動できるから、サービスの手厚い地域には貧困層が集中し、富裕層は負担を嫌って他の地域へと流出する人口異動が生じてしまう。また、2番目の経済安定化の問題であります。金融政策を活用できない自治体ですね。中小の、これは都道府県のことをあらわしますが、活用できない自治体には実施は困難であろうし、政策の効果が他地域へと漏出する危険性もあります。こうした理由から3番目の資源配分、この資源配分に限定して、自治体は、人々の生活に必要な財やサービスを提供すべきということになるわけであります。

しかし、今申し上げた議論には限界があります。現実には、自治体、特に基礎自治体が供給するサービスについては、高齢者介護であるとか子育て支援、そして初等教育など、現物給付を中心に再分配的な性格を強く持つものが大きなウェートを占めております。さきに述べた再分配政策は、国のみが行うべきとする根拠も失われつつあります。

このように、現物給付による再分配的サービスの供給が重要視されており、その担い手として基礎自治体の役割はますます大きくなっております。だが、残念ながら、戦後の日本はこれとは異なる方向性を模索してきました。他の先進諸国は、社会支出を拡充しながら福祉国家への道を歩んできたのであります。

国民皆年金や老人医療費の無料化、これは一時そのような時期がございました。無料化等が制度化されたものの、同時に公共事業による所得保障が強化され、それがかなりの程度再分配の役割を果たしてきたのであります。その結果、現金給付については相応の水準に達したものの、現物給付供給は大きく立ちおくれることとなったのであります。

そして、バブル崩壊後の財政赤字を理由に、福祉が必要水準に達しない中での切り下げが求められました。ここで注意を促したいのは、こうした選択の背後には大きな誤解があり、

それは財政赤字の解消という観点からも、社会の制度設計という点からみても、致命的な失敗であったという点であります。

では、なぜ極端な財政支出なくして、770兆という巨大な財政赤字が形成されたのか。それは、長期にわたる減税と増税の失敗のためであります。だとすれば、なぜ我が国では増税が困難なのかという点であり、いかに効率よく歳出を削減するかではないはずであります。

今、国も地方も、歳出削減ばかりが注目されるのであろうか。この答えのヒントとなるのは、ソーシャルキャピタル理論——これは社会関係資本理論という、ご存じの方もおりますが——の中の社会的信頼概念で、人々が信頼し合う社会では監視のコストが低く、安上がりであり、政府への信頼が厚ければ、増税への合意も形成されやすい。反面、低信頼社会では増税は消費され、そのかわりむだの象徴として政府がやり玉に上げられ、歳出切り下げが要求される。その大部分は社会的弱者への支出であります。

はどめのない歳出削減要求は、さらなる弱者の切り捨て、そしてそれは人々の信頼低下につながる。そして、増税への困難化という、マイナスのスパイラルを生み出しているわけがあります。これが、ソーシャルキャピタル理論から見た今日の格差社会と財政赤字の正体であります。

では、どうすれば信頼が創出されるのか。その答えは、あらゆる人に公平な情報やサービスを提供するユニバーサルサービスの拡充であると言われてしています。事実、サービスの水準と社会的信頼、そして国の税収には優位な相関が存在いたします。すなわち、この種のサービスの拡充は、社会的信頼の強化を通じて増税が実現可能な環境を整えることに寄与するのであります。つまり、赤字が大きいから歳出削減するのでなく、赤字を減らすための増税が可能となるように、現物給付サービスを整備し、その担い手である基礎自治体に対して、権限と税源を移譲すべきなのであります。

これが先ほど申し上げました地方税体系に対する私の意見であります。これは後ほど町長なり財政当局の認識を問いたいと思います。

そして、交付税の関係であります。いわゆる交付税の機能としての財政調整機能と交付税について述べますが、地域間の財政力格差の是正という観点からは、税源交換と同時に、交付税による一般財源の確保が論じられなければなりません。

税収格差の是正というと、財源保障よりも財政調整に関心が集まりかねず、慎重に議論を進める必要があると思います。技術的には、財源保障と財政調整を区別することには余り意味はありません。なぜなら、地理的・年齢構成的な理由から、地域ごとにはさまざまな種類

の財政需要が存在しており、それらを的確に捕捉し、必要な財源を保障すれば、自治体間の財政力の格差は自動的に調整されるからであります。むしろ、基準財政需要額と基準財政調整の差額を全額保障するという原則を取り除いたとき、財政調整を行う基準があいまいになり、リスクの方が大きいのであります。

去年とその前がそうでありました。この間の交付税削減に象徴されるように、基準なき財政調整は中央の財政事情に地方財政が振り回される結果をもたらすだけであり、保障水準の合意は難しい政治課題でもあります。

さらに、効率化の観点から見ても、財源保障をなくし、居住地によって極端にサービスの水準が異なってしまうと、人々は本来住みたいと希望する自治体からの転出を余儀なくされ、人間の自由な意思決定に対し非中立的な作用を及ぼす。無論、各自治体の創意と工夫のもとでサービスの充実を図るのは重要であるし、課税自主権の観点からも、現在の個人住民税の比例税率区分に上乗せして累進課税を行うことなども検討されていいと思うし、しかし、それはあくまでも交付税を通じて標準的サービスの確保が図られた上での話であります。

また、財政需要の算定方法の改善、これはよく言われております。財政当局は認識、承知済みであります。その改善は今後、算定課税に対して自治体が関与する方向性は議論されるべきであるが、現在、交付税の大部分は国からの義務づけに基づく支出に向けられており、国の義務づけを残しながら算定を簡素化するというのは本末転倒であり、それをなくすことで算定の透明性を高め、パフォーマンスに左右されない客観指標を設定する戦略が望まれております。これは、後ほど細かい、補正で問題であるとか、単位費用の問題について若干、答弁によっては質問させていただきます。

さらに、交付税率の引き上げ問題が考えられます。地方財政計画の財源不足を解消するのであれば、標準税率の引き上げや超過課税の実施も選択肢の一つではありますが、これらの施策は、確実に自治体間の財政力格差を拡大するのであります。交付税法の趣旨からいえば、税率の引き上げによって資源を拡充することは望ましいとされています。原資の組み替えも一案ではありますが、税源交換論を前提とすると、理論的に難しい面があります。また、分権の筋からいえば、税源移譲が本筋であると思われれます。

今、まさに合併問題が新たな局面を迎えた現在、財政調整システムとしての交付税のあり方や地方税改革の中での分権のかなめである税源移譲等に対し、当局、また町長は具体的にどのような認識をお持ちか、お答えを賜りたいと思います。

○議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

ただいまのご質問の趣旨でありますけれども、最近、新聞紙上で扱われております地方法人二税、そして事業税と住民税の配分見直しについてと、それから今後の地方交付税のあり方についてというものの認識はどうであるかということだろうと思います。

そこで、まず地方法人二税の配分見直しについてであります。政府・与党は、地方自治体の税収格差について、来年度に地方法人二税の配分を見直す方針を固めたところであります。来年度は、法人税収が集中する東京都を中心に、3,000億円程度の税収を地方に移転する方向としております。

自治体の税収は、企業立地状況、立地件数などによって差があり、人口1人当たりの税収格差が最も多い東京都と最も少ない沖縄県で3倍強もあると言われております。最も格差が大きい法人二税に限ると、1人当たりの税収格差は6倍強となっております。

企業は、事業所を置く自治体に納税する義務があり、従業員数などに応じて自治体ごとの税額を分けるため、本社機能が集中する東京都に税収が偏在しがちになっておりました。政府・与党は、この法人二税の配分方法を見直し、事業所を置かない自治体にも税収の一部が行き渡るような、新しい配分方法を設定するとしております。

一方、移転により税収がふえる自治体には、地方交付税額が減額とならないように配置するとしております。現行制度では、自治体の歳入がふえれば、国からの地方交付税が減る仕組みとなっておりますが、自治体の実入りをふやすことで、社会保障や教育、地域経済の活性化などの財源にも充ててもらおうとしておるのであります。

地方財政においては、三位一体の改革施行以来、国庫補助金の打ち切り・削減、地方交付税の縮減等、厳しい財政状況を強いられ、多くの地方公共団体では、住民に身近な公共サービスや地域活性化のための独自施策を断念せざるを得ない状況に陥っております。

地方はこれまで、行財政改革に懸命に取り組み、国を上回るペースで歳出削減努力を行ってきましたが、もはや歳出の削減努力だけでは住民の暮らしを支えるのは限界に達していると言えると思います。

地方分権改革が叫ばれる中で、その目標は中央集権型のシステムからの転換を図ることにより、人々の暮らしを支える公共サービスを提供する地方の役割をより拡大し、住民が安全・安心に暮らせる豊かな社会、地域の個性を生かした多様性と創造性にあふれた社会を実現することにあると考えます。

地方に元気のない現在の状況で、このような社会を実現できるはずもありません。低迷する地方経済の立て直しのため、地方法人二税の地方移転、地方交付税の配分増の実現を、全国町村会等を通じ今後も強く要請し、地方自治の確立に向け邁進してまいり所存であります。

地方交付税につきましては、総務課長から答弁させます。

○議長（渡邊嘉郎君） 総務課長。

○総務課長（鈴木博志君） 今、町長の方が、主に税源の保障、財源保障の関係のご答弁申し上げました。私の方としては交付税関係という形で。

実は、昨日、県庁の方から、自治財政室の方から「地方公共団体間の財政力格差是正についての意見」という形で、これは国の総務省の審議会ですけれども、地方財政審議会で審議をされて、それが総務大臣に意見をなされたという分がちょうど昨日回ってきました。

この審議会は、交付税とか譲与税とか交付金とか、そういったものの翌年度の歳入とか歳出総額の見込額を算出、法令によりその権限に属された事項の審議をして、総務大臣に必要な勧告を行うという審議会でございます。

それは、漆田議員が先ほどご質問された内容がほぼ網羅されているような内容でございました。1つとして、地方公共団体間の財政力格差の是正ということで、これは非常に地方六団体の意見が盛り込まれて、こういった形の総務大臣の意見ということになったと思うんですけれども、まず、税源の保障という部分で、税のですね、財政力の格差という、非常に偏在度が小さい地方税の充実強化をやって、地方の自主財源を強化するということを言ってございます。地方税の充実強化という部分では、今ここの審議会で考えていることは、地方消費税がいいのではないかなというようなことも言ってございます。

そのほか、税体系をそういった形で、地域間で税収の偏在度が最も小さい基幹税、地方消費税ということを行っているんですけれども、今、うちの町で地方消費税を歳入で見ますと、それが約1億円ございます、国からの交付金として。それが、今1%分いただいているんですけれども、それを2%というような声もありますけれども、それが2%になる。単純に考えますと2億になります。1億円の増ということは非常に大きいのかなということをちょっと考えてみました。

そのほか、法人税とかの部分は今、町長の方から答弁していただきました。そのほか、交付税関係ですけれども、交付税につきましても、財政力の格差を調整するというところで、全国どこでも同じような一定の水準の行政サービスを維持するというのを財源確保という形で、交付税制度の本来の役割ということを認識してございます。

その部分で、地域の再生とか活性化、あるいは地域住民が将来にわたって安心できるための施策に取り組む必要な総額を確実に確保する必要があるとしています。「各地方公共団体に交付すべき交付税の算定に当たっては、条件不利地域の状況にも配慮して、このような施策に要する財政需要を適切に反映させるよう、十分意を用いていくべきである」と結んで、総務大臣に意見として提出されてございます。

昨今、新聞紙上でも、税源移譲とか交付税の改革とかという部分で非常ににぎわせてございますけれども、私ども財政当局もこれに注目をして、今後また、来年度の予算あるいはこれからの財政計画等に生かしていきたいなというふうに思っております。

○議長（渡邊嘉郎君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

○8番（漆田 修君） 今、総務課長の答弁を承りまして、非常に財政当局も勉強し、いろいろな情報を収集しまして、当町の財政事情にオーソライズして翌年度、そしてまた再来年度の予算策定をどうするかという、そういうことの意気込みは感ぜられました。

この場所は税制調査会の場所ではありませんので、我が町の財政をどうするかという問題でありましてね。具体的には、先ほど町長の答弁がありましたとおり、法人二税をどうするか。それで、最終的には、例えば相続税まで地方税の拠点、地域内に属する相続税の一部までも地方税に反映させようではないかというような議論のあることも私も承知しております。

具体的には、税の収入はどうかと、税の移転の問題であるとか、そこまで本来話をしなければいけないと思っておったのですが、冒頭申し上げました税調の場所ではありませんので、この課題と、そして我が町の対応をどうするかという、そして新たに認識はどうか、その程度までの質問とさせていただいたような次第であります。

いずれにしても、この問題は、さきの三位一体の改革のときに東京大学の神野教授が申し上げました比例税率の採用ですね。これが具体的に今、税源移譲となって今回10%であります。神野教授はもっと高い率を示しておりましたが。あわせて、従来の交付税制度とミックスさせて税源移譲させて、地方の財政計画を高揚させようと、そういうねらいを神野教授はレポートとして3年前に提出されておりました。私もそれを読んで、非常にいい案だなと。

それで、昨年の三位一体の改革においては、国庫負担金と地方交付税とそれをバーターにして、実際には3兆円の地方に税源移譲し、片方においては国庫負担金プラス交付税の削減で4兆6,000億、その差額の1兆6,000億は財務省の見切りになったという、国民にとっては

非常に皮肉な三位一体の改革であったということでもあります。

これを受けまして、私は冒頭申し上げましたこの問題についてはこの辺にして、あわせて、財政当局のますますの勉強をお願いしたいと思います。

2番目の質問に入ります。

これは、教育委員会、教育長の関係だと思いますが、公立小中学校の統廃合と地区説明会についてというタイトルであります。実は昨日、地区説明会は完了したと。問題の南崎と竹麻地区の地区説明会に私は一部出席をさせていただきました、一部であります。

その中で、小学校の統廃合問題に対する質問が地区の方々からほとんどなかったことですね。逆に言うなら、当局がしつこいほどそれを提言しまして、実はこういう問題があるんですよ、仮に統合した場合ですね。地域に開かれた拠点としての学校のあり方は、本来は中教審がこういうぐあいに言っていますけれども、地域の皆さん方どうでしょうというぐあいに、逆にそういう提案をしながら、説明会の中での統廃合問題を提起してほしかったというのが私の感想であります。

ここから質問に入ります。教育長、地区説明会の統合に対してですね、その問題の受けとめ方はまずどうであったかということではありますが、いかがだったでしょうか。

○議長（渡邊嘉郎君） 教育長。

○教育長（渡邊 浩君） 地区説明会で子どもが得た感触ですけれども、統合審の答申が住民の方々には行き渡っていると、皆さん了解済みであると、こんな印象でございました。これは、審議会を行っているときに、審議会だよりをずっと各地区に回していたこと、それが1つ。それから、竹麻と南崎の統合の件については、新聞記事へ載りましたね。その件が多分皆さんごらんになっているのではないかと、そんなことが大きいのではないかとというふうに思いました。学校統合についてはもうわかっているような、そういう印象を持ちました。

以上です。

○議長（渡邊嘉郎君） 漆田修君。

[8番 漆田 修君登壇]

○8番（漆田 修君） ちょっと私はそうは受けとめなかったのですが。かかわっている部分は、教育長の方が非常に長いスパンにおいてかかわっていると思いますが、本来、学校と地域のあり方の問題というのを掘り下げて考えて、皆様にそれを周知して理解をいただくという形が望ましいのでありますが、たまたま統廃合問題は承知済みだよという感覚でおられるなら、それはそれで結構でございますけれどもね。それで、今後どうなるのか、ちょっとま

だわかりませんが、教育長としては統合の方向で100%まっしぐらにという考えでおおと思  
います。

話はちょっとさかのぼりますが、三浜小学校の完成後、翌年に町内の公立小中学校の統廃  
合問題が教育委員会に諮問されて、教育委員会はさらに審議会に審議を依頼しましたね。そ  
のときの町当局からの諮問の内容とその構想、こういうぐあいにしたいと、それ私は理解し  
ていますが、その構想とその背景はいかがだったでしょうか。現教育長は、その当時の審議  
会の会長でございましたね。その当時の認識をちょっと述べていただきたいのであります。

○議長（渡邊嘉郎君） 教育長。

○教育長（渡邊 浩君） 統合審議会への諮問事項ですけれども、これは町長からの何という  
んですか、検討依頼を受けて、教育委員会から審議会に諮問すると、こういう形でなされて  
います。

その諮問事項は、地区懇談会でプリントされていた事項と同じですが、つまり小学校を統  
合して再編する。中学校を統合する。それから、3つ目が統合の順序、こういう面ですけれ  
ども、4つ目が廃校となる施設の跡地利用、この4本について諮問をしておりました。審議  
会の方では、第4番目の廃校となる施設の跡地利用、これは審議会の審議項目ではないとい  
うことで、上の3つですね。小学校の統合、中学校の統合、それから年度別計画、この3つ  
を検討したと、こういうことでございます。

1回目は、なぜ統合かという話から始まったわけですけれども、1回目の流れを見て、教  
育委員会の方はどうもそのままでは審議がなかなか発展していかないなというような読みを  
されて、教育委員会としての素案を出せるかと。それは、どういう素案であったかという  
と、竹麻、南崎、そして三浜、上、南中、つまり2つの小学校の枠組みです。それから、中学校  
は2つが1つになるという、こういうことですが。これ26年を目途に、小2、中1という町  
内構想、学校の配置構想ですね、そういうことを教育委員会から提言をしたわけですね。こ  
れをもとに審議していただきたい、これでよろしいかということをお求めていきたい、そう  
いうことで始まりました。

○議長（渡邊嘉郎君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

○8番（漆田 修君） 今申されたことは私も理解しているところでありますが、実はその裏  
ですね、諮問をした裏の背景はいかがであったかということをおちょっと述べていただけま  
すか。

そのときの状況を申し上げます。そのときは、合併旧法によります賀茂郡下の合併問題はまだ議論の最中であったという背景がありました。片方にとってありますね。当然、合併するための法定協議会においては、新市となるだろう旧郡下の学校区の再編の問題であるとか、そういったことも協議会の場において議論されているというような背景が実はありました。それを受けて、諮問をした、それは教育長の個人的な認識で結構であります、その裏は何だろうなということが今、もしこの場で公表差し支えなかったら、ちょっと述べていただきたいのであります。

○教育長（渡邊 浩君） 私は、そのときは教育長でなかったものですから、裏の背景までは全く知らないということでは、それはそういった部分もあろうかと思うんです。ただ、背景として、一般論として考えれば、児童生徒の減少が最も著しい地域が南伊豆地域ということでありました。ですから、現状は皆さんご存じだと思いますが、複式学級が3つの学校にあると。複式学級は1つなら何とかつくけれども、2つまでいくと、これはもう何と申しますか、いわゆる教員の数とか、あるいは集団教育に及ぼす影響とか、そういうところを考えると、これはもう限界だなと。マイナス、つまりデメリットの方が多くなるということで、適正規模の学級を構成した方がいいのではないかと。これがバックグラウンドというか、全体的にはあるというふうに考えております。

これは、賀茂郡下どこを見てもそうですが、南伊豆町は小規模でも独立校としてやっているという、いちばん最後まで頑張ってきた地域だと、私はそんなふうに把握しております。そのことで私は間違いではない、こんなふうに思っています。しかし、限度が来た、こういう解釈です。

以上です。

○議長（渡邊嘉郎君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

○8番（漆田 修君） 目いっぱい南伊豆町は、前教育長を初め現在の渡邊教育長も頑張っておられる、それは私も理解するところであります。

それで、その当時の背景は、今申し上げました、実は合併問題の最中の中での新たな学校区の再編というものは大きな課題としてあったということは事実であります。これは、そういう認識は現教育長もしておられると思いますよね。

それで、そのときの問題が、実は諮問の文言が大事なのですね。その当時の教育委員会に諮問したという文言が極めて大きな意味を持つと思います。その中において、財政効率とい

うようなことですね、これは前回も私、一般質問いたしました、ニューパブリック（NPM）というような表現を、県の教育委員会の次長さんも公の場でそれをおっしゃっていました。さきの教育セミナーでもそういうことを申しておりました。NPMって盛んに言っていました。それで、私は腹の中で、これはおかしいのではないか、この次長はって腹で思っておりましたけれども。

教育は、従来は聖域とされている部分であります、当然、各教育委員会、地方の教育委員会ですね、市町村の。そして、都道府県の教育委員会、これはいわゆる縦列にずうっと来たという経緯がありますが、翻って我が町の教育の実態を見ますと、極めて少人数化で、複式がダブルであるとかトリプルであるとかっていう状況であります。2年前に諮問した時点では、既にこういう状況は想定済みです。

さきにも事務局の方からそういう書類をいただきましたが、トリプルの複式がされるというようなことでありますけれども、片方においてはNPMという概念から話をしますと、教育の交付金そのものは全く変わらないわけですよ。投資的経費の中においては、教育の設備投資に対する償還の部分は既に補充されております。それで、片方においては、運営に対する交付金のものについても、学級数であるとか生徒数であるとか、必要な要件をもとにして、その部分については基準財政需要額として算定されておりますから、財政について全く問題はないということですね。ですから、私は、本来であれば残してほしいですね、これは私の個人的な見解です。学校は小さくても残してほしい。地域が荒廃する一つの大きな要素になるわけですね。

たまたま私は山手線の例を出しますが、6つの駅を乗降する利用者の意思によってその駅が廃駅になるということはない、断じてあってはならない、私はそのような見解を持っております。現教育長は、非常に慎重に事を運んで、統合問題に対処しようという姿勢は理解するところではありますが、もう一度振り返って、原点、諮問の文言についても一回振り返って考えてみていただきたい。そして、それが当時の当局の首長が、当局の町長が何を意図としてそれをお願いしたのか、諮問したのかということを改めて再認識をしていただきたい、そういうことを私はこの場で申し上げていきたいと思っております。もし、教育長、コメントがございましたらお願いしたいと思っております。

○議長（渡邊嘉郎君） 教育長。

○教育長（渡邊 浩君） 今、議員のおっしゃった、いわゆる財政的な面ですね。学校統合することによって、財政的にも町に負担がかかるだろうという、そういう想定というようなこ

とも実は聞いております。耳にはしております。諮問の中にも、財政とか入っていたような記憶しております。ところが、議会でそのことは論じられました。財政的な面はないということは、たしか当局からも述べられたというような経過を聞きまして、その次の教育委員会での論議は財政的な問題はもうなしということをお前提ですべて話し合っておりますというぐあいに思います。それだけ報告しておきたいと思っております。

○議長（渡邊嘉郎君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

○8番（漆田 修君） 非常に慎重に事を運ぼうという姿勢はわかります。ぜひとも自分の意志を貫いて、おやりになることをお勧めいたしますが、私は今申し上げたような立場で、小さな学校はそれなりにまたいいところがございますので、それを存続していくことをお願いしたいなということを申し述べておきます。

簡単であります、以上で私の質問は終わります。

○議長（渡邊嘉郎君） 漆田修君の質問を終わります。

ここで、10時40分まで休憩といたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時40分

○議長（渡邊嘉郎君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

---

◇ 長 田 美 喜 彦 君

○議長（渡邊嘉郎君） 3番議員、長田美喜彦君の質問を許可いたします。

〔3番 長田美喜彦君登壇〕

○3番（長田美喜彦君） おはようございます。通告に従って、町長にお伺いいたします。

さきに同僚議員が質問されましたが、合併について改めて質問をさせていただきます。

私としましては、1市5町の枠組みが崩れましたことは大変に残念に思っております。また、新聞紙上では、下田市、松崎町、河津町の首長は合併を進めていきたいと載っており

ました。また、賀茂地域支援局長も、市町の協議が進展なら構想の見直しを検討するとも載っておりますが、町長は現在どのように考えておりますか。また、今後の市町、どのように対応するか、お伺いをいたします。

○議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

ただいまのご質問ですが、合併についての考え方は、先ほど行政報告、あるいは漆田議員の質問の中でもお答えしたとおりであります。

今後、1市5町の枠組みが崩れまして今、長田議員の言われたように、私も、1市5町ということで取り組んできた合併協議会ということでいまして、非常に残念な思いがしますけれども、そして、今後のことについては、他市町という、他市町ということはもう残った1市3町でありますから、の動向、それから県の支援策という意味で、先ほど申し上げました。ですから、今後のことは合併に向けて取り組んでいきたいということを申し上げました。

そんな中で、やはり一つには、先ほど出ました県の支援策もあるわけですし、今後、そういったこともよく見きわめながら、私としてはこの問題については、先ほど申し上げましたような考え方で進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（渡邊嘉郎君） 長田美喜彦君。

〔3番 長田美喜彦君登壇〕

○3番（長田美喜彦君） もう本当にここで1市3町でも、私の方は合併を推進してもらいたいと、私自身はそういうふうに思っております。早い時期に他市町との話し合いを持ってもらって、南伊豆町の町長がどのように頑張ってもらえるかということ、一つお答えが見えませんでした。

○議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 私の合併に対する、いわゆる意気込みということだと思います。私は、先ほど申し上げましたように、将来にわたって町が単独でということは非常に困難でありますから、合併は避けて通れない。そして、今置かれている町の状況というのは、もうこの1市3町の枠組みで合併に向かって取り組むということですので、それは再度申し

上げておきたいと思います。

以上です。

○議長（渡邊嘉郎君） 長田美喜彦君。

〔3番 長田美喜彦君登壇〕

○3番（長田美喜彦君） ありがとうございます。

今の答弁につきまして、私も今後、よく見きわめていきたいと思っておりますので、よろしく今後のことをお願いいたしたいと思っております。先ほど同僚議員がもうほとんど質問いたしましたので、承知いたしました。

次に、文化財についてちょっとお伺いをしたいと思っております。

南伊豆町には国指定の文化財は3、県の指定文化財は8と伺っております。町の指定はゼロ、ないものと伺っておりますが、郡下の市町の指定文化財は、東伊豆町が25、河津が6、下田市が53、松崎町が36、西伊豆町が13となっております。

先人の残したものを大事にしていきたいと思っておりますが、南伊豆町にも指定に値するものがあるのではないのでしょうか。また、それを観光に役立てることはできないものかなとも考えておりますが、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

文化財についてでありますけれども、文化財は国民共通の財産であると同時に、それぞれの地域の歴史と文化に根差した歴史的遺産でもあります。地域の歴史的・文化的環境を形成する重要な要素であることから、基本的には各地域で保存・活用、その他の措置を講ずる必要があるかと思っております。この理念に基づきまして、昭和25年に文化財保護法が制定をされております。

文化財は、時代とともに多種多様になり、法制定当初は建造物、美術工芸品、記念物、史蹟名勝（天然記念物）だけでありましたが、今日では生活に密着した有形・無形の民俗文化財や伝統的建造物群、登録文化財、埋蔵文化財などが加わり、文化財はより身近な存在となっております。

文化財は、個人の私有物であることも多く、行政機関や一部の関係者だけで保存・活用が行われるものではなく、文化財に対する住民の高い関心と理解がなければ、その目的を達成することはできないと考えられます。

こうした中で、貴重な財産である文化財を、その特性に応じて適切に保存し、そして次世代に継承するためには、その積極的な公開・活用を図っていくことが極めて重要であり、そのためには博物館、美術館などの検討が考えられますが、財政的に厳しい状況もあります。

町指定の文化財はありませんが、国・県指定の文化財は存在し、町には周知の埋蔵文化財包蔵地も40以上あります。国指定の名勝・伊豆西南海岸は、件数では1件ですが、南伊豆町の海岸線のおおむねすべての小字が指定を受けており、相当の面積となります。件数ではなく、総合的に考察する必要があるかと思えます。

南伊豆町の文化財めぐりなども発行して、文化財の把握にも努めておりますが、ほとんどのものが個人の私有物であり、これらを検証する専門的な職員も不在であります。個人の所有物を指定することにより大きな問題となっていることや、逆に観光と結びつけて有効に活用している話も聞いております。これらのことを総合的に考えまして、町指定の文化財については、さらに慎重に検討をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊嘉郎君） 長田美喜彦君。

〔3番 長田美喜彦君登壇〕

○3番（長田美喜彦君） ありがとうございます。

文化財が多ければよいというものではないと思いますが、ぜひ、皆様で今後どういうものを文化財に指定したらいいかというような考え方を持っていつてもらいたいと思います。

今後も、私も文化財の方でももう少し勉強させてもらいまして、また質問させていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（渡邊嘉郎君） 長田美喜彦君の質問を終わります。

---

#### ◇ 竹 河 十 九 巳 君

○議長（渡邊嘉郎君） 1番議員、竹河十九巳君の質問を許可いたします。

竹河君には着席のままの質問を許可いたします。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

○1番（竹河十九巳君） 通告書に従って一般質問をさせていただきます。

最初に、環境保全と放置林対策について質問させていただきます。

平成19年町勢要覧によると、町の総面積は110.58平方キロメートル、町域の80%以上が山林・原野によって占められ、その間を青野川本流とその支流6本、単独河川56本が流れているとなっております。森林と農地は、河川を介して海岸・海とつながり、一つの生態系を形成しております。

長野大学教授の大野晃氏は、著書「山村環境社会学序説」の中で、山の荒廃は川や海の自然環境に多大な影響を及ぼし、海の磯枯れや、下流域の水害と漁業者や下流住民の生産と生活に大きな障害を生んでいると指摘しております。また、人工林においては、日光の届かない穿孔林化した人工林の中央には下草も生えず、大雨のために土壌流出が起こり、部分崩壊が目につく。そして、保水力のなくなった山が鉄砲水を呼び、部分的林地崩壊とともに、海の赤土汚染の原因にも挙げられるとしております。

我が国の山村は、農業の傍ら林業経営にもかかわる農家林家であり、高度経済成長以降に見る農産物の自由化攻勢と外材圧迫による林業不振、戦後日本の山村変貌は、農家林家の成立とその解体過程を意味するものであるとも、大野氏は述べております。

当南伊豆町においても、同様に人工林には手が入らないほか、戦後のエネルギー革命により薪炭生産、炭焼きがなくなり、山に手が入らなくなるとともに、農業構造改善事業の跡地も荒れ、離農や高齢化により田畑の山林化や耕作放棄地の荒れ野・原野化が見られるところでもあります。また、高度経済成長期からの人口流出も、放置林化と耕作地放棄に拍車をかけております。

そこで、町長に聞きます。南伊豆町における放置林、耕作放棄地の現状はどのようになっていますか。

○議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 南伊豆町における放置林、耕作放棄地の現状ということですが、当町の森林面積は8,534ヘクタールあります。総面積の77%を占めておりまして、そのうち杉を主体とした人工林の面積は2,378ヘクタールであり、人工林率が27%となっております。そのほとんどが昭和初期に植林及び天然更新されて以来、木材価格の低下、担い手不足により、森林の荒廃が進んでおります。また、耕作放棄地についてですが、農振農用区域内618ヘクタールのうち、21ヘクタールが耕作放棄地となっております。

○議長（渡邊嘉郎君） 竹河十九巳君。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

○1番（竹河十九巳君） 続いて町長に聞きます。森林荒廃は、農作物のイノシシ被害だけでなく、下流域や海岸地域、他の産業への影響は出ていますか。

○議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 森林の荒廃により地力を失い、土砂の流出や山腹崩壊が年々増加傾向にあります。また、漁港への土砂等の流出、あるいは外洋等に立木が流出することにより、漁業者への影響も見られるというのが現状であります。

○議長（渡邊嘉郎君） 竹河十九巳君。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

○1番（竹河十九巳君） 町長に続いて聞きます。その対策をどのようにとっていきますか。

○議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） この対策ということですが、町では分収契約によって現在、森林整備を行っております。また、山地災害は、県単独治山事業、公共治山事業によりまして、土砂の流出を防いでおります。

以上です。

○議長（渡邊嘉郎君） 竹河十九巳君。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

○1番（竹河十九巳君） 荒廃した山を個人で積極的に除伐や間伐を進めて、赤字を出しても山の水源涵養の公的機能を回復させている状況にはありません。公的支援がなくては山を守れない現状があります。

そこで、平成18年度に導入されたものづくり県民税、森の力再生事業があります。県民の安心で安全な暮らしを守るため、森林所有者による整備が困難な荒廃した森林を再生するため、森の力再生事業の整備期間が平成18年度から平成27年度までの10年間となっております。そこで、町長に聞きます。森の再生事業は、どのような森林が対象で、また、どのような整備をするのでしょうか。

○議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 森の力再生事業ということですが、まず次の要件をすべてを満たす森林であります。公益的機能の発揮が特に重要な森林、私有林、それから保安林以外

の森林、森林所有者による整備が困難な森林、下草が消滅する、またはそのおそれがある森林であります。

人工林を整備する場合、40%程度の列状・群状の伐採を行いまして、広葉樹との混合林を目指します。また、里山の雑木林や竹林の場合、森林の健全化や自主転換のための間伐や皆伐等を行います。

以上です。

○議長（渡邊嘉郎君） 竹河十九巳君。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

○1番（竹河十九巳君） 続いて町長に聞きます。整備を受ける条件はどのようなもので、その手続はどのようにしたらいいですか。

○議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 整備の効果が失われないように、県、整備者、所有者の間で協定を締結することで整備を受ける条件とさせていただいております。次のような流れで整備が進められます。

1番目として、整備者が森林所有者に対して整備を提案する。2番目として、所有者の了解を得て、整備者が現地調査、事業計画の策定をする。3つ目としまして、所有者が整備、管理に関する委託契約及び事業同意書を整備者と締結する。4つ目に、所有者と整備者が連名で県への補助金の交付を申請する。5つ目として、県は申請書を審査し、補助金の交付を決定する。6つ目として、所有者と整備者、県の間で協定を締結する。7番目として、整備者が森林の整備を実施する。8番目に、所有者と整備者が連名で整備の実績を報告する。そして、最後に9番目ですけれども、県は整備の結果を確認して、整備者に費用を交付するということとなります。

○議長（渡邊嘉郎君） 竹河十九巳君。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

○1番（竹河十九巳君） 続いて町長に聞きます。南伊豆町における森の力再生事業の進捗状況はどのようになっていますか。

○議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 平成18年度は賀茂管内で24件、171.17ヘクタールで、事業費が1億

3,040万円で行いました。当町では9件で53.05ヘクタール、事業費が4,747万1,000円で、これは36.4%に当たります。環境伐採、整理伐採、倒木等処理を行いました。平成19年度におきましては、賀茂管内で20件、129.89ヘクタール、事業費が1億148万3,000円、うち環境伐採9件で56.13ヘクタール、事業費が4,223万5,000円、41.6%を占めております。環境伐採、整備伐採を行っております。

以上です。

○議長（渡邊嘉郎君） 竹河十九巳君。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

○1番（竹河十九巳君） 続いて町長に聞きます。放置林、耕作放棄地の問題は、鳥獣被害や水害等の災害の要因の一つになりますが、今後、森林整備を町はどのように進めていきますか、お願いします。

○議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 今後の森林整備ということですが、木材生産を主体とした林業経営は難しいことから、県の森林づくり県民税等を財源としました整備事業により、森林の持つ多面的機能増進のため、人工林については間伐を中心とした適正な整備を進め、天然林については樹種の特長等を考慮して整備を進めてまいりたいというふうに考えております。また、竹林につきましては、拡大防止のため、抜き刈りや樹種転換等を推進してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（渡邊嘉郎君） 竹河十九巳君。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

○1番（竹河十九巳君） 森林の荒廃、耕作放棄地の再生は自力では困難になっているので、公的支援を活用して、公的機能の回復を推進していただきたいことをお願いをしておきます。

ところで、地方は、1987年の中曽根内閣の国鉄分割民営化と合理化、1993年、宮澤内閣で始まったアメリカから毎年出される日本への年次改革要望書による電電公社の民営化、1995年の年次改革要望書に書かれている郵政民営化が、地方の安定した職場を喪失させてしまいました。また、賀茂地域では、民間企業の撤退・合理化、企業倒産と、若者の定着を促す職場の減少の中で、兼業により地域を守ってきましたが、人口減による地域自治組織の機能低下と環境保全能力の低下が顕著になってきております。また、このままでは人口減が超高齢

化を促進し、限界自治体を生みかねません。

山から自然のダム、水田、そして河川から海へと、水の生態系、水環境の悪化は、他の産業、流域住民への多大な影響を及ぼすものであり、地域自治機能の低下は、一自治組織・区の問題ではありません。町行革に関する答申に、行政区再編についても答申がなされております。

そこで、町長に聞きます。区長会で区の統合の要望は出ていますか。そしてまた、統合を推進する考えはありますか。

○議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） ただいまの区の統合要望並びに町指導の推進ということでありまして、けれども、近年、地方、特に過疎地における人口減少と地域自治機能の低下につきましては、限界集落という表現が多く使用されております。限界集落というのは、ご存じのように、過疎化などによって人口の50%以上が65歳以上の高齢者となり、冠婚葬祭などの社会的共同生活が困難になった集落を示し、本町では現在3地区が該当し、現状のまま推移した場合、10年後には26から27地区が該当するものと推定をされます。詳細は、本年9月定例会において皆様に配付いたしました資料のとおりであります。

このような状況にかんがみ、区長会及び区長連絡協議会におきまして、昨年より調査検討を始めましたが、区の統合につきましては、具体的な要望や方向の結論は出ておりません。また、近隣市町におきましても、具体的な動きはありません。しかし、既に地域の連絡協議会等で話題にしているところもありますので、今後、区長連絡協議会等での調査検討をさらに深め、方向性をお示ししたいと考えております。

○議長（渡邊嘉郎君） 竹河十九巳君。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

○1番（竹河十九巳君） 地域自治機能の低下を防止するためにも、平成14年度あたりから区長会で区の統合の要望がある区から出ているはずですが、だから、町が主導で、要望が出ている区の統合の推進をお願いしておきます。

続いて、地域自治機能の低下ですけれども、町長に聞きます。区を中心に行われている環境美化運動の実施状況はどうなっていますか。

○議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 環境美化運動ですけれども、毎年6月が環境月間となっておりますので、この月間に合わせて、瓶・缶の収集ですとか、あるいは区内の草刈り等を中心に美化運動を実施しております。

以上です。

○議長（渡邊嘉郎君） 竹河十九巳君。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

○1番（竹河十九巳君） 続いて町長に聞きます。区を中心にやっている河川愛護運動の実施状況はどうなっていますか。

○議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 河川愛護運動につきましては、国の河川・海岸愛護美化運動月間を中心とした6月1日から8月31日の間に、天神原区を除いた町内の33区を対象に河川・海岸の草刈り・清掃を、作業面積約29ヘクタール、参加延べ人数3,528人で実施していただきました。また、県管理の二級河川区域内においては、県のリバーフレンドシップ制度を活用したボランティアが活動しております。

以上です。

○議長（渡邊嘉郎君） 竹河十九巳君。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

○1番（竹河十九巳君） 地域自治機能が低下する中で、恐らく多くの区が環境美化運動と河川愛護運動を一緒に実施しているのではないかと思います。そこで、町長に聞きます。環境美化運動、河川愛護運動においての問題は発生していますか、どうですか。

○議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） この運動による問題ということですが、河川堤防の草刈り後の処理、これが十分でないために、下流域の河川、海岸に流れ込んでしまうという状況があります。

以上です。

○議長（渡邊嘉郎君） 竹河十九巳君。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

○1番（竹河十九巳君） では、続いて町長に聞きます。その問題の対処、解決方法をどう考

えていますか。

○議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） この河川の清掃に際しましては、竹、草木等は現地で処理してほしいと、そして河川には流さないようにということで、それぞれにお願いをしております。

○議長（渡邊嘉郎君） 竹河十九巳君。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

○1番（竹河十九巳君） 新聞報道によれば、伊豆半島のある町では、企業誘致の専任の係を設置して、3年間で2,370万円の予算をつけましたが、応募者はゼロであったと報道されており、この地域における企業誘致は困難であります。また、日本の地方は、農業と観光振興しかないとも言われております。そして、温泉のない町を探す方が日本は珍しいとも言われております。

そこで、町長に聞きます。この中で、観光立町の特徴をどのように出していきますか。

○議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 観光立町の特徴ということですが、今までの夏型の観光地から年間を通して観光客が訪れてくれます通年型の観光地に転換していかなければならないというふうに考えております。そこで、本町の特性を生かして、心身にわたる健康ライフの支援、自然の中での体験、学習、交流など滞在型の観光リゾートづくりを推進すると同時に、本町の地域資源を活用した南伊豆ブランド品などの開発を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊嘉郎君） 竹河十九巳君。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

○1番（竹河十九巳君） 町長は、職員に対する平成20年度の予算編成方針示達及び説明の中で、地域資源を生かした観光振興を重点施策の一つとして新年度予算へ反映させていくと言っておりますが、町長に聞きます。この地域資源を生かした観光振興の中に、森林資源の活用は視野に入っていますか。

○議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 基盤整備等適切な管理によりまして豊かな森林を創造し、水源涵養や自然体験学習、森林セラピー、また、レクリエーション活動の拠点として活用を図ってきたいというふうに考えております。

○議長（渡邊嘉郎君） 竹河十九巳君。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

○1番（竹河十九巳君） 地域力再生のためにも、地域資源としての森林資源を生かして、活力あるまちづくりを推進していただきたい。また、地球温暖化防止のためにも、森林再生を進めていただきたい。

次に、静岡県が11月27日に発表した本年度の県政世論調査によると、県に望む施策のトップは、3年連続、地震や風水害などの防災対策の推進であったと発表されております。そこで、次に、地震対策と地域防災について伺います。

12月2日日曜日は、地域防災の日でありました。1976年5月に、当時の東京大学助手であった石橋克彦氏が「東海地震説」を発表してから、31年が経過しております。

今からさかのぼること60年ほど前、日本は大きな地震が連続して起こっておりました。1943年から1948年までの6年間に、大きな地震が5回、地震による死者が9,141人、家屋の倒壊・全壊が8万6,941戸と、毎年のように大きな地震に襲われておりました。地震は、このように連続して大地震が起こる可能性があります。

ことしは、3月25日に能登半島地震、7月16日に新潟県中越沖地震が発生しております。特に、大きな被害を受けた住宅は、昭和56年以前の旧耐震基準で建てられた木造住宅であると報道されています。また、阪神・淡路大震災を受けて、1998年には建築基準法が全面的に改正されております。

ところで、平成19年10月、本年実施した内閣府の地震防災対策に関する特別世論調査によると、「住宅の耐震補強工事を実施するつもりはない」と考える人が47.2%に上り、また、「既に耐震性がある」と答えた人は16.8%にすぎないとされております。この調査を受けて、内閣府の防災担当者は、まず耐震診断を受け、耐震工事について考えてほしいと話していると、新聞報道がされております。

地震予知の研究は進んでいますが、地震予知はなかなかできるものではありません。地震が起こったときに、被害が少なくなるようにするしかありません。そこで、静岡県はプロジェクトTOUKAI-0を推進しております。

プロジェクトTOUKAI-0には幾つかの事業があります。そこで、町長に聞きます。

このTOUKAI-0の事業のうちで、南伊豆町におけるわが家の専門家耐震診断事業、専門家による無料耐震診断はどのくらい実施されていますか。

○議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） わが家の専門家診断事業でありますけれども、平成13年度より県と共同で進めてまいりました。事業期間については平成20年度までとなっております。当町の対象となる昭和55年以前の木造住宅につきましては、1,660棟であります。そのうち、専門家の診断を受けたのは、平成13年度90棟、平成14年度10棟、15年度2棟と、年々減少の傾向にあります。平成18年度末には、延べ127棟、本年度は9棟の申し込みがあり、合計で132棟が見込まれております。

以上です。

○議長（渡邊嘉郎君） 竹河十九巳君。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

○1番（竹河十九巳君） 続いて、南伊豆町における木造住宅補強計画策定事業、これはどうなっていますか。

○議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 補強計画策定に関する補助は実施をしておりません。また、賀茂地区の状況であります。制度の導入をしているのは現在、河津町のみで、本年度中には東伊豆町、松崎町も導入するとのことですが、今までに実績はない状況であります。

○議長（渡邊嘉郎君） 竹河十九巳君。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

○1番（竹河十九巳君） 続いて町長に聞きます。南伊豆における木造住宅耐震補強助成事業、補強工事に対する補助事業はどのくらい実施されていますか。

○議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 総合評点1.0未満について、30万円を限度として助成をしております。当町では、平成15年度の1棟のみの実績となっております。

○議長（渡邊嘉郎君） 竹河十九巳君。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

○1番（竹河十九巳君） 続いて町長に聞きます。木造住宅耐震補強助成事業、高齢者に対する割り増し助成を南伊豆は実施していますか。

○議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 実施をしておりません。

○議長（渡邊嘉郎君） 竹河十九巳君。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

○1番（竹河十九巳君） 続いて町長に聞きます。木造住宅補強計画策定事業、木造住宅耐震補強助成事業、高齢者に対する割り増し助成、南伊豆はなぜ実施していないか、その理由を聞かせてください。

○議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 木造住宅耐震補強助成事業の実績が1件であることが示すとおり、要望が少ないため実施をしておりません。今後は、住民の要望、近隣市町の動向を見据えた中で、補助制度の拡充等も踏まえ検討していきたいというふうに思っております。

○議長（渡邊嘉郎君） 竹河十九巳君。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

○1番（竹河十九巳君） 木造住宅補強計画策定事業、木造住宅耐震補強助成事業、高齢者に対する割り増し助成の制度を制定して、南伊豆も実施するよう、ここでお願いをしておきます。

続いて町長に聞きます。プロジェクトTOUKAI-0の南伊豆における実施進捗状況をどのように見ますか。

○議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 耐震診断実施棟数132棟、耐震補強実施棟数1棟とともに少なく、また、南伊豆町耐震改修促進計画としております平成27年度末までの住宅の耐震化率90%に対しましても、現在約58.5%と低く、進捗状況としても遅いと考えられます。なお、今後におきましても、住民に対し、県の関係部局と共同で、補助制度や税制の特例制度等の広報活動によって耐震化の流れを加速させ、耐震化率の向上に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（渡邊嘉郎君） 竹河十九巳君。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

○1番（竹河十九巳君） プロジェクトT O U K A I - 0の制度を利用した住宅の耐震化を推進して、地震の災害、家屋倒壊を最小限に食いとめて、経済的損失を少なくして、災害による離村、それによる廃村という事態が起こらないように準備を進めていただきたい。

次に、能渡半島地震、新潟中越沖地震が発生したときに、防災台帳、要介護者台帳の重要性が言われております。また、新聞報道などで、個人情報保護法との関係で整備がおくれていると報道がされております。

そこで町長に聞きます。南伊豆における防災台帳、要介護者台帳の整備状況はどのようになっていますか。

○議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 要介護者台帳の整備につきましては、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、要介護認定者あるいは障害のある方などの災害時要援護者は、災害時の避難に関する情報を的確に把握することが困難で、避難に時間がかかるなど、自分一人で適切な避難行動がとれない人が多く、大きな被害を受ける可能性が高くなると思われま

す。先ほど議員も話されましたが、個人情報保護等の関係もあり、整備されてお

○議長（渡邊嘉郎君） 竹河十九巳君。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

○1番（竹河十九巳君） 続いて町長に聞きます。防災台帳、要介護者台帳の整備を町はどのように進めていきますか。

○議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 町では、国が平成17年3月に災害時要援護者援護支援ガイドラインを策定、県においても市町災害時要援護者避難支援モデル計画を作成し、各市町に災害時要援護者の避難支援の体制づくりを促しております。

当町におきましては、平成18年度より福祉担当及び防災担当で、災害時要援護者の対象者の範囲把握方法及び関係機関との情報の共有方法など、代表区長及び民生委員からも意見をいただき、協議・検討中であります。

なお、防災台帳につきましては、各自主防災会——区長ですけれども——に毎年更新をお

願いをしているところであります。この防災台帳の整備につきましては、各自主防災会、町におきましても、個人情報保護法の制約がある中での事業であり、町民皆様の深いご理解とご協力がなければとうてい実施することが困難な事業であります。そのため、町では、町民の皆様に対してわかりやすい周知をしていきたいというふうに思っております。

やはり、有事の際を考えますと、防災台帳の整備は必要不可欠になるものと考えております。安否の確認、身体に障害等のある方の情報に対し、迅速な医療機関等への手配及び搬送等の資料として貴重な資料になるものであり、生命にかかわるものですので、ご理解、ご協力を求めていきたいというふうに考えております。

○議長（渡邊嘉郎君） 竹河十九巳君。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

○1番（竹河十九巳君） 地震発生時だけではなくて、さまざまな災害発生時に防災台帳、要介護者台帳が必要になってくるもので、住民と各種団体の協力を得て、十分な整備を進めていただきたいことをここでお願いをしておきます。

次に、千葉工業大学の小林一輔教授によれば、1964年、東京オリンピック開催以前のコンクリート構造物は、物理的耐用年数の算出はできたが、それ以後の構造物については計算ができないと、こういうふうに言っております。テレビ報道によれば、一部自治体では、橋のコンクリートの劣化が発見されたので、点検を開始したという報道があります。

そこで、町長に聞きます。町道の橋の点検は実施していますか。そして、実施しているとなれば、その結果はどうなっていますか、お願いします。

○議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 町道694路線のうち、橋梁は、まずコンクリート橋が195橋、鋼橋32橋、木橋14橋、石橋3橋、計244橋、約2,290メートルが橋梁台帳により管理をされております。この244橋のうち、71橋が県の占用を受け県管理の二級河川に、残り173橋が町管理の準用河川及び普通河川に架橋されております。

ここで、これらの橋梁の点検につきましては、二級河川にかかっている71橋については、県が毎年実施している河川パトロールにあわせ、目視等により点検を実施しております。また、町管理の河川にかかっている173橋についても、不定期ではありますが、目視等による点検を実施して、異常があればその都度対応をしております。鋼鉄製の鋼橋につきましては、おおむね10年を目安に橋梁の塗りかえを実施しているところであります。また、橋長15メー

トル以上の町道橋の長寿命化、修繕計画を国の補助期間の平成25年度末までに策定する予定  
でおります。これからも、橋梁の維持管理につきましては、十分注意を払いながら実施して  
まいる所存であります。

○議長（渡邊嘉郎君） 竹河十九巳君。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

○1番（竹河十九巳君） 橋の老朽化だけではなくて、コンクリート構造物の老朽化について  
も注意を払ってもらい、町民が安全で安心して暮らせるまちづくりに努めてほしいことをこ  
こでお願いしておきます。

ところで、平成18年1月に施行された改正耐震改修促進法において、都道府県に建築物の  
耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、耐震改修促進計画の策定が義務づけられておりま  
す。静岡県も策定して、公表をしております。

その計画によれば、平成27年度末までに住宅の耐震化率の目標90%、多数の者が利用する  
特定建築物の耐震化目標90%、そのうち、公共物と災害の拠点となる建築物の耐震化目標  
100%となっております。また、多数の者が利用する特定建築物で、民間の耐震化率の目標  
も85%と定められております。

そこで、町長に聞きます。公共物と災害の拠点となる建築物の耐震診断は実施されてお  
りますか。それで、実施しているとすれば、その結果はどうなっていますか。町長、お願いし  
ます。

○議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 災害時の拠点となる建築物の耐震診断につきましては来年度、南中  
小学校屋内体育館の実施を予定しており、拠点となる施設の診断において、他の施設につい  
ては新基準——これは昭和56年6月1日以降ですけれども——建築物でありますので、耐震  
診断につきましては実施をしておりません。

○議長（渡邊嘉郎君） 竹河十九巳君。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

○1番（竹河十九巳君） 続いて町長に聞きます。平成27年度までの公共物と災害の拠点とな  
る建築物の耐震計画はどのように進めていきますか。

○議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 災害対策本部になる本庁舎の耐震性は、大地震の際、非常に危険な建物であり、南中小学校の屋内体育館につきましても、来年度の耐震診断結果を踏まえ、早急な対応が必要と思われまますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（渡邊嘉郎君） 竹河十九巳君。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

○1番（竹河十九巳君） 続いて町長に聞きます。共立病院の耐震診断は実施しないということですが、共立病院の耐震診断、耐震化を実施しないとすると、次のスケジュールはどうなりますか。町長、お願いします。

○議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） この病院のことにつきましては、以前にも述べましたとおり、建設検討委員会でこの耐震については協議がなされました。そして、その中で、同病院の耐震化については、これはもうこの際断念するということで、断念ということは見送ると。見送るより、もう耐震補強しないということで意見の一致を見たところでありまます。

それで、その後どうなるかということですが、これはいわゆるもう建てかえということをお前提として病院の場合は進んでおりまますので、そうなれば当然もう耐震の部分ではできわけですので、そういうことの中で病院についての耐震については進めていきたいというふうにお思っております。

○議長（渡邊嘉郎君） 竹河十九巳君。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

○1番（竹河十九巳君） 改正耐震改修促進法及び静岡県耐震改修促進計画に基づいて耐震診断、耐震化を進めて、住民の生活に不安を及ぼさないようにしていただきたいことをここで要望をしておきます。

次に、風力発電について伺ひます。

京都議定書の採択から10年、京都議定書の実施を来年に控えておりまます。日本の削減目標は2008年から2011年までの間に温室効果ガスを、1990年を基準として6%削減することになっておりまます。CO<sub>2</sub>排出量の多い石炭火力発電所の比重をクリーンエネルギーへいかに転換するかが課題となっております。また、クリーンエネルギーといっても、地震大国である日本において、原子力発電所の立地は疑問が出ておりまます。また、水力発電所についても、

土砂堆積等の問題があり、電力をいかに確保するかが大きな課題となっております。

当南伊豆町においては、ここ数年間の間に数日間に及ぶ停電を経験して、電気のない生活の不便さを体験しております。また、海岸浸食、砂浜の減少も、地球温暖化による海面上昇がその原因の一つと挙げられております。

ところで、南伊豆町におけるクリーンエネルギーと言われる風力発電が稼働または計画中であります。そこで、町長に聞きます。南伊豆町における計画中の風力発電の進捗状況及び稼働中の風力発電についてどのような状況にありますか、お願いします。

○議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 当町における風力発電の進捗状況ですけれども、本町における風力発電につきましては、平成17年7月8日に東京目黒区に本社のある株式会社ブリーズパワーが立岩地区の山頂に2基の風車を設置いたしました。この風車は、定格出力400キロワットの発電機で、タワーの高さが約36メートル、風車の直径31メートルのものであります。

また、現在進行しております風力発電事業といたしましては、株式会社ウインドテック及びエムアンドディーグリーンエネルギー株式会社が事業主体となって、町道層雲峡ライン沿いの山稜に風車17基の建設を予定しております。この事業につきましては、平成16年ごろから提案があり、平成18年5月8日に事前協議があり、平成18年12月8日に南伊豆町土地利用事業等の適正化に関する指導要綱に基づいて、地権者や関係団体等の同意書が添付をされ、申請があったものであります。

本町では、当該指導要綱に基づいて、景観はもちろんのこと、災害防止や騒音、振動等の環境対策などさまざまな角度から検討した結果、平成19年3月12日に当該申請書を承認しました。その後、風車の設置基数や工期等の変更承認申請書が提出され、当初の申請書同様に慎重に審議した結果、承認したところであります。現在、事業者は、森林法等個別法の手続、関係地区の住民説明会の実施及び地権者との契約締結交渉等を実施しているところであります。

なお、事業者につきましては、近々に電源開発株式会社、豊田通商株式会社、エムアンドディーグリーンエネルギー株式会社の3社により出資した会社、株式会社ジェイウインド石廊崎に事業継承が行われることになっていることを申し添えます。

以上です。

○議長（渡邊嘉郎君） 竹河十九巳君。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

○1番（竹河十九巳君） 今現在、稼働していたものが休止中の風力発電がありますけれども、町民の中から、このまま放置されるのではないかと心配の声が上がっております。どのような状態で、将来展望はどのように町は考えているか、町長の考えを伺います。

○議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 休止中の風力発電につきましては、先ほど申し上げましたとおりであります。立岩の山頂に建設されているものであります。本事業は、開発面積が少ないことなどから、町の土地利用指導要綱の対象外となっておりますので、詳細については不明なところもありますが、発電機が故障して、そして修理費の捻出に手間取り、休止している状態と聞いております。なお、この発電機は、デンマークで稼働していた中古の発電機を導入したと聞いております。

現在、事業者は、問題解決に向けて、立岩区と話し合いにより対応していると聞いておりますので、その旨ご報告申し上げます。

○議長（渡邊嘉郎君） 竹河十九巳君。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

○1番（竹河十九巳君） 町民が心配しているので、町も経過を見守っていただきたい。

次に、計画中の風力発電について伺います。

計画中の風力発電が完成、稼働した場合に、町に入る税収はどのくらいあるかを町長に伺います。

○議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 風車設備等の取得費が確定しておりませんが、業者からの聞き取りにより想定をいたしますと、固定資産税償却資産分として、初年度で6,100万円、法人町民税で約700万円、合計で6,800万円の税収が見込まれます。また、今後10年間で、約4億9,000万円が見込まれると思います。

以上です。

○議長（渡邊嘉郎君） 竹河十九巳君。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

○1番（竹河十九巳君） 財政が乏しい南伊豆においては大きな税収増となりますが、一方で、

風力発電が稼働している愛知県田原市や愛媛県伊方町においては、低周波等の住民被害が出ているとの報道がなされております。

そこで、町長に伺います。風力発電による健康被害の報道を知っているのかということと、また、風力発電による健康被害についてどのように町長は思うか、見解をお願いします。

○議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 風力発電から発生される低周波騒音による健康被害の情報につきましては、国内外の数カ所において問題になっていることは承知しておりますが、低周波騒音による健康被害につきましては、騒音にさらされる方にとっては真に耐えがたいとは思料いたしますが、多分に心理的要素が関係し、生理的障害を医学的に判断することが難しいため、環境省でも基準が定められていないのが現状であります。そのため、風車建設におきましては、環境基準法による環境基準をもとに適否を判断せざるを得ないのが実情であります。

現在設置されております立岩区では、直線距離で200メートルから300メートル程度離れた箇所に人家があるようですが、今のところ騒音等の苦情は聞いておりません。また、現在進められております石廊崎風力発電事業につきましては、最も影響を受けやすい地区として中木区と大瀬区におきまして、事業者が環境影響評価を実施しております。この調査は、人家がある水平距離で750メートル付近を定点として騒音調査を実施し、その結果、風車稼働時において環境基本法に基づく環境基準のH地域、つまりもっぱら住居の用に供される地域の基準である昼間の55デシベル、夜間45デシベル以下の数値が出ており、現況からほとんど変化しないものと予測をされております。

また、事業者は、騒音の回避・低減を図るため、低騒音タイプの3枚ブレード型風力発電機を採用することとなっております。

今後、事業実施後に、騒音のみならず、町民にとって何らかの被害が生じた場合は、町といたしましては、協定書等により、速やかに業者を厳しく指導してまいり所存であります。

以上です。

○議長（渡邊嘉郎君） 竹河十九巳君。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

○1番（竹河十九巳君） 電力のクリーンエネルギー化は必要であります。地球温暖化防止と電力の安定確保、そして住民の安全・安心と健康をいかに守るかという課題があります。行政責任も問われてくると思いますので、町も風力発電の動向に注意を払ってもらうことを要

望して、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（渡邊嘉郎君） 竹河十九巳君の質問を終わります。

ここで、13時まで、昼食のため休憩といたします。

休憩 午前11時46分

再開 午後 1時00分

○議長（渡邊嘉郎君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

---

◇ 横 嶋 隆 二 君

○議長（渡邊嘉郎君） 11番議員、横嶋隆二君の質問を許可いたします。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） それでは、通告に従いまして、私は南伊豆住民と日本共産党を代表して一般質問を行います。

ことし8月の猛暑とは打って変わって、厳しい冷え込みの日々が続いています。それに追い打ちをかけるような原油高、生活に必要な灯油あるいは営業に必要な業務用の油高騰で、一層この年の暮れに生活に対する逼迫間、町民の間から切実な声が寄せられております。観光客の出足も、ガソリン高騰で鈍ってくるのではないかと、そういう不安も寄せられております。

一方で、この間、テレビ、マスコミをにぎわせてきている大きなことはいろいろありますけれども、5兆円強の予算、聖域予算とも言われている防衛予算を食い物にしていた政治家、官僚、一部業者の構造が報道されています。大疑獄事件にもなりかねない、こうした実態、国民に我慢を押しつける一方で税に群がるこうした構造、政党助成金もその一つであると言わざるを得ませんが、こうした政治を本当にただして、国民・町民の暮らしを本当に向上させていく、その使命がまさに最後の防波堤である地方自治体、町に求められているのではないのでしょうか。

こうした情勢のもとで、私は町長の政治姿勢という項目で質問を行います。これは、思い

返せば、3年前の10月に住民投票を行い、苦しい中でも単独の道を住民投票で町民が選択して、その後の町長選で鈴木町政3年目が、鈴木町長として予算を執行して丸2年がもう少しで過ぎようとしています。来年度予算編成を前にして、予算の編成を進める上でも町長の姿勢を改めて確認をして、町政を前進させるために奮闘してほしい、その見地から質問を行います。

まず、合併の問題が、1市5町の合併が東伊豆町、西伊豆町が抜けて、破綻をしております。この間には、10月29日に議会も、賀茂支援局長の講演というか、非常に短くて、おおよそ合併がならないのではないかという、そういうもとでの説明会を開かれましたが、町長にお聞きするのは、これまで1市5町の合併に関してはやむなしということではありましたが、その根底にある、町が当面はいいけれども将来、財政大変だということを言っていました。この根拠をですね、もう一つ詳しく。

これまでも私、9月議会、6月議会で財政問題をただしてまいりました。南伊豆町の財政状況の位置づけ、実質公債費比率の順位や、あるいは経常収支比率などについての認識を伺ってまいりましたが、まちづくりをする上で、こうした現状の水準をどのようにとらえて、そして町長は行政のトップを務める上で、先ほど私は町民の暮らしのことを言いましたが、何を目標にしてこうした問題に取り組んでいくのか、その点を簡単にお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） このたびの市町村合併についての考え方等は、行政報告あるいは午前中の一般質問でお答えしたとおりであります。考え方としては。

そして、今言われた町財政の見通しということでもありますけれども、去る10月15日に開催をされました議会の全員協議会の場でも、本年9月末に作成いたしました当町の財政計画を議会の皆様にお示ししたところでございます。内容といたしましては、平成27年度までの計画であり、各種基金を取り崩しながらではありますが、運営していけるという試算結果となっております。

そして、歳出については、最低限の住民サービス維持をボーダーラインとして、でき得る限りのサービスの向上を目指して、そして普通建設事業費においては公共施設の耐震化対策を中心に事業の計画をいたしました。

歳入については、自主財源の根幹をなす町税収入の推移、依存財源の主となる普通交付税

等を調査時点で推測できる限り正確に推測し、反映をさせました。しかしながら、当町のような自主財源が3割程度の財政力の脆弱な自治体は、国の政策が変わることで大きく影響を受けるわけであります。ですから、現時点においてはこのような計画ではありますが、次回策定のときは全く違うものとなるところも想定をされるわけであります。言ってみれば、楽観視することはできないと思います。

先日開催しました職員を対象とした平成20年度予算編成方針示達の中でも、先行き不透明な昨今、将来に備えるため、補てん財源の根幹である財政調整基金を取り崩さず予算編成を行うことを目標に掲げる旨の通知をしたところであります。

今後の財政運営に当たっては、入るをはかりて出を制すの考え方のもとで、計画された事業を推し進めるとともに、さらなる行財政改革の推進を図ってまいりたい所存であります。

職員にも現在の財政状況は説明済みですので、前例主義にとらわれず、町民本位の視点に立って、限りある財源の有効かつ適正の運用を心がけながら、安定した住民サービスの提供に邁進してくれるものと確信をしておるところであります。

以上です。

○議長（渡邊嘉郎君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 今説明された財政シミュレーション、10月12日作成で、議会の全員協議会にも、こちらにもありますけれども、提出されました。それまで、1市5町の合併のテーブルにのる際には、財政状況が、このシミュレーションそのものもさまざまな制約や条件をつけて、歳入歳出がゼロ・ゼロで、基金もほぼなくなってくると、そういうことが事務サイドでつくられて、これは市長会の事務局でつくられて、ところが町独自の作成の数値では、町長は楽観せずとはいえ、いわゆる入るをはかりて出を制する、そういう中で財調も健全に残しながら必要な施策をしていく。言葉では答えられませんでしたけれども、町民の生活向上を根底に置いていると、こういう施策をしながらですね。そのことはよろしいですか、そこに主眼を置くと。

私、ここの問題は、1つは、先々国の施策がどうなるかということの一つ言われました。この点で、いわばその点では受け身の見地ではないかと。というのは、確かに中央集権国家であって、国の動向が地方自治体を規定すると、税制なんかにもそのしわ寄せが来ている。現に三位一体の改革がそうでした。ところが、3年前の、いわゆる先ほど私が言った住民投票を行った直後の町議会と様相が全然違うというのは、町長ですね、ことしの7月、参議院

選挙がありました。それが終わってから政治が激変しています。

これは、地域間格差、国民の生活の格差、あらゆるところで格差が言われています。全国の町村議長の「地方議会人」という雑誌でも地域間格差を考える。これに対する国民の怒りが参議院選挙で政府・与党を大敗に追い込んだと。その後、三位一体の改革も含めて、国がとってきた地域間格差を増長させる交付税削減の問題、こうしたものに対する地方からの国民を交えた大きな声が上がって、今、根本的にまだ変わっていませんけれども、国の政策を変えつつあるのではないのかと。

そうした点で、一南伊豆町長が一言言ったことでこれが大きく変わるわけではないけれども、国民の声が、あるいは自治体の市町村長の声が束になれば、国に対して一定の方向転換をする可能性もあるし、そういう点で、俗にはヒラメの行政が本当に上に対してはきっちり是々非々の問題のことを言う、そういう立場をとられるのか、そこの点を町長に。別にあんまりけんかをするとかそういうことではなくて、町民の生活の視点から地方政治、税財政の問題についても上に声を上げるそういうこと、あるいは姿勢を持つ必要があるのではないかと思います、その点、一言お答えしていただけますか。

○議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） ただいまの質問ですけれども、まさに格差の問題については今、いろいろ地方と都市の問題等言われておりまして、このことについては先月もそうですけれども、あらゆる大会等でも意見として上がってきております。そして、先般も、全国市長会も我々の町村長大会でもそうですし、山振の全国大会、総会、あるいは過疎の同大会、あるいは地方公共六団体の決起大会であるとか、そういう場でもこの格差問題が取り上げられております。そして、私はそれらに参加しながら、ほかのそれぞれの首長と一緒にそれを議決し、そして声を上げて、各省庁に陳情を行ってきております。そして、我が町の事情等も、個々の国会議員等にもそれぞれ、なるべくの機会をとらえながら進言しておりますので、取り組みとしてはそういうことをやっておりますので、ひとつご了解をいただきたいと思えます。

○議長（渡邊嘉郎君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） それは、非常に大事なことであります。今朝の朝日新聞に、長崎県知事、これは保守の衆議院議員を5期も務めた人ですけれども、今、九州地方の知事会長を

やっておられると。そのインタビュー記事に、九州地方知事会では、地方交付税を以前の水準に戻せと決議をしたと。現在、地方の自治体が疲弊している一番の原因は三位一体の改革にあると。かつて総務省は、市町村合併を進める際に、合併前を基準に交付税を算定する、合併後も削減しないと約束をしたはずだけれども、実際は計算方法が変わったとして減らした。合併しなかった市町村の方が、合計すると額が多い例もあると。国を信じた市町村からすると、裏切りだと、こういうことが述べられております。

この間も、インタビューの前にも、連結実質赤字比率、これも実際には下水道事業のような公共投資の分の負債に関しては、将来的にこれは必要な事業であるので、これは負債から控除する、こういう総務省の見解も、小出しにですが出されている。これは、国民の生活を守っていく末端の行政、国民の声と合わせて、そこからの声が束になって国に押し寄せていく。その一つが4月の参議院選挙の結果であったわけですが、この態度は今も大きく息づいている。

むだな税金を使って、湯水のようにそれをやっていたのは、防衛予算だの税に群がる一部の、すべての政治家でありませんが、そういう流れであるということは国民が見抜いてきている。地方の交付税を削減するということは、地方の国民を生かさないとということで、まさに町長がさまざまな会合に出て、そういう立場をみずからも表明する連帯の輪にかかわっているということ、この点を堅持して——先ほどの財政シミュレーションも、これがどういうふうになるかだけではなくて、これ以上の削減であれば町民生活は守っていけない。この見地を堅持していただきたい。

改めて確認ですが、南伊豆町の現在、総務省で公表されている17年度決算の経常収支比率は83.4%で、郡下では2番目、全国順位でも320番目です。実質公債費比率は、これ12年度決算は12%になっていますけれども、17年度決算の全国データでは10.8%、全国順位は294番目です。ここがたいへんで大変で、どうしても大変で、住民の施策を、あらゆるものを切るような行革を、さらに切り捨てる方向だけをやっていったら、全国のほかの市町村、これは一体どうなるのかという点、その点もひとつ我が町の町政をつかさどる際の、いわゆる財政認識の総体的な課題として、データとして認識をしていただきたい。

財政が大変だからどうのこうの、いろいろそういうことが言われています。一般論ではなくて、今ありましたけれども、郡下や全国の中でも決して悪いものではない。しかし、大変なことは、先ほど言いましたように、国の施策のあり方、ここにこそ大もとの目を向けていく。このことが行政推進する上での、いわゆる持つべきマナーといたしますか、最低限の基準

ではないかと思いますが、町長、その点はいかがですか。

○議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） まさしく今言われたとおり、国のいわゆる地方に対する考え方というのが、最近はいろいろ報道されてきております。そういう中で、今言われた国の施策であるとか状況、これらをよく推移を見守りながら、そして我が町の今言われたいろいろな指標もよく把握をして、そして今後の予算編成なり、それぞれの町政には取り組まなければならないということを私は常日ごろ考えておりますし、今、委員が言われるようなことも含めて、今後もさらに見守りながら取り組んでまいりたいと、このように思います。

○議長（渡邊嘉郎君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） こうした観点、国に対する見地、そして国の施策に対するみずからの町民の声を背にした姿勢、それがあって町財政やあるいは施策を見れば、単純に財政が大変だからとか予算がないからという、そうした町政執行の行政執行の隅々でそういう声上がることはないと思います。

ところが、現実には町民から入ってきている声は、町の大事な観光施設でその一部が使えない、これの改善を提案すると「予算がないから」、こういう声が末端で言われる。こうした点は、町長、予算というか、財政状況のきっちりとした認識と、そして今、町長がこの場で表明された観点、そうした観点を幹部職員だけではなくて、末端の職員までですね。いわゆる町民のニーズにすべてこたえるとかこたえないとかということではなく、受けとめをする。この窓口で、お金がないからなんていう言葉を絶対出さない。そして、いわゆる現状の認識もそうですけれども、町民の要求、いろんな要求がありますけれども、声は真摯に受けとめて、そして具体的に物事を進める際には、どういう状況なのかと、こういう観点も、いわゆる職員の末端にまで通す必要があるのではないかと思います、その点はいかがですか。

○議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） ただいまの職員のお金がないからという表現ですけれども、やはり地方財政がこういう時代ですから、厳しいということの中で、言葉としてそういうことがあるいは出たのかもしれませんが、私はやはり、幾らそうであっても適正な予算執行なり、あるいは経費の削減というのは当然やらなければならないし、実施してまいりますけれ

ども、ただ、やはり言葉としてそういうことがもし言われたとすると、それについては、今後は適正な表現というものが、いわゆる職員としての対応というのはあろうかと思っておりますので、それについてはまた今後指導してまいりたいと、このように思います。

○議長（渡邊嘉郎君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 今日、この場では公務員の自治体労働者論は展開するつもりありませんけれども、公務員は国民・町民の生活を下支えする公僕としての役割で、そのために、将来の退職後の年金の保障もしっかりとされておりまして、税でされているわけです。

いわゆる町場の町民、特に半島先端のこの地域では、あらゆる産業、下請、孫請の構造、いろんな職種のところでも大手のしわ寄せが寄せられています。商店にしても、建設業あるいは誘客業に関してもそうです。ここは本当にお金がないですよ。公務員には昨日ボーナスが支給されたということが出ていますけれども、本当にお金がない。そこがですね、明日の資金繰りをどうするかというときに、町に対する切実な要求を持っていったところを「お金がない」。本当にお金がないのか。それだったら、町長初めとして職員の給与を含めて、もっと下げるべきではないかという声が出てきちゃうわけです。そういう点、町長が言葉の対応に関して答弁されましたけれども、そうしたことが、町場では生活実態が深刻である、そういうことを思った上で施策、あるいは行政執行する上で、しっかりと身に置いて進めていただきたいということでもあります。

こうした点で、町長ですね、3年前、前執行部の時代と違うのは、繰り返し言いますが、繰り返し言うというか、確認したいと思っておりますけれども、合併の住民投票が終わった後でも、当時の財政見通しでは町財政が平成18年度、もう過ぎましたけれども、平成19年度には4億、5億の歳入歳出のマイナスが出て、町がやっていけない。これは、先ほど町長が国に対しての一定の見地を持って進めると言ったものと違って、三位一体の改革があるものだと、さらにですね、町長がかつて助役であった時代、最高にためた財政調整基金を、ある意味ではほとんど使い果たす方向、こうした方向を三位一体改革に上乗せをして、町がやっていけないと、そして町民を誤った方向に進ませてきたのが前執行部でありました。

こうした点から見れば、平成15年度に将来実質財政負担額比率が150を超えた時点で、町長自身も議員として財政出動に待ったをかけて、入るをはかりて出を制する、こういう主張して、そして将来財政負担額比率、支出、出費の状況が大幅にこれを、特に普通建設事業です。後でも話をしますけれども、さまざまな耐震の課題がある、保育所問題などをさておい

て、すぐにでもですね、竣工して間もなく三浜小学校の統合を口にする。そういう前執行部の時代があったわけです。

この流れから見れば、それに歯どめをかけて、今まさに全国の知事会や、あるいは先ほどの質問での答弁でも、県を通じて総務課サイドが、いわゆる町村の財政状況を聞いてくると、こういう流れに変わってきている。このことはしっかり見据えておくべきだと思いますが、この点に関して、町長の見解を補足するものとして、総務課長ですね、国のいわゆる財政施策を進める上での自治体の聴取、先ほどの議員の質問の答弁でもありましたが、この点もうちょっとかいつまんでも、改めてお答えしていただきたいと思います。

○議長（渡邊嘉郎君） 総務課長。

○総務課長（鈴木博志君） 国の財政施策といいますと、やっぱり一番大きいところだと、横島議員おっしゃるように、財政指標の公表という部分が求められています。平成19年度決算からするよという形で、財政指標4指標を公表という形、その翌年から適用という形で、適用の部分につきましては、財政健全化計画あるいは総務省の管理下に置くというような必要等々も考えられます。それについてはまだ、4指標を一部、実質公債費比率等は公表しているような段階ですけれども、残りの2指標ですか、についてはまだ県の方から具体的な算出方法等々ございませんですから、そういったものを踏まえて、今後の財政運営に生かしていきたいなというふうに思っております。

○議長（渡邊嘉郎君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 町長ですね、こうした国の流れ、財政指標の公表なども、公表するということでもありますけれども、いわゆる交付税の問題の調整の問題、こうしたこともあります。それで、そうしたことを考えると、単独でやっていけないとかということではなくて、いわゆるその町の運営をどうこうしていくか、特に国の施策の問題との関連の中でこの問題が非常に大きかったと。今、国がですね、総務省筋も含めて、地方からさまざまな事情聴取をしながら、直接町民にかかわる市町村のところでの活性化に言及しなければならない。これは、きのうの国会の質疑でもそういうことがありましたけれども。

そうすると、この質問のいちばん最初に出しました1市5町の合併の破綻と南伊豆町の進むべき道ということで、今2町が抜けて1市5町は破綻したわけですが、1市3町の合併ということに力を入れるよりも、いわゆる町の現状と町民の生活、そして国の動向は、町長がよく言うように、よく見きわめをしながら自立のまちづくりをしっかりと進めていく。自立の

まちづくりというのは、単に財政力の向上をやるということではなく、住民が生活の維持の向上をしていく。人間社会と自然の共生を目的としている、このことを強めていく、こういうまちづくりに全力を傾ける、こういう方向が求められているのではないかと思います、その点お答えしていただけますか。

○議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 非常に難しい質問ですけれども、先ほど申し上げましたように、国の政策等もいろいろ変わっていくと思いますし、今も変わりつつありますし、今後のいわゆるそういった予測というのは、ある意味我々ではまだ把握できない面もあるわけでして、やはり今、我々行政を担当する者としては、現時点での国あるいは県の施策、政策をよく分析しながら、そして町のいわゆる財政状況を検証して、そしてこれらの合併問題にしる、ほかのこともそうですけれども、取り組む以外にないかなという思いはしております。

ですから、この合併問題を例にとりますと、やはり合併というのは非常に大きな、これはある意味では町の出来事といいますか、50年、半世紀に一遍あるかないかの大きな転換期ありますので、それらを考えますと、我が町だけではなくて、これは国の状況、県の状況、そして賀茂地区の市町、いずれももう単独ではということをやっていますし、やはりそういうときの流れというのが一つあると思います。

ですから、私は、我が町だけではなくて、そういった状況、もろもろの状況を総合的に判断した中での今回の私の考え方でありますので、それはひとつご理解いただきたいと思えます。がしかし、やはり今言われたように、自立のまちという表現をされましたけれども、町はやはり行革を進めながら、できる限りの節約をして、そして合併しようとしまいと、そういうまちづくりというのは当然進めなければなりませんので、その気持ちは変わっておりませんし、そういう考え方で今後も進めてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（渡邊嘉郎君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） なかなか町長も言い回しがうまいわけですが、かといって、町民にでたらめなデータを出して、そして邁進するということではありませんから、この点は、前と比べれば安心するわけですが、先ほども取り上げました九州地方知事会長の、国にこれはだまされたと言ってもいいですね、言葉をかえれば。国を信じた市町村からすると裏切りだ

と、こうした事例、実態をですね。この方は衆議院議員も務めていたことでありますので、そうした点は下の目からしっかりと見据えながら、見抜きながら町政運営をしっかりと進めていくと。

その点で、行革の問題が出ました。行財政改革は、この項目に集中改革プランがありますけれども、よしもあしもあるわけですね。それで、9月議会で投票所の削減の問題、私も言及しました。これは、本質的に町長部局の問題ではないんですが、これは後で言及しますけれども、いわゆる明日、行財政改革特別委員会を久しぶりに開くそうですが、すべて物事を切れればいいというものではないと。町民の生活を下支えする分野、これは切ってはならない、そういうものがあると思います。

その点で、この間、町民の中から、保育園の遠足の補助金が切られた。町長は、少子化対策に力を入れている。こういうことを言っているわけですが、こうした点、町長は自分自身でこの間、そういう実態があることを確認しておられましたか。

○議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

この補助金のカットについては、保育園の遠足の補助金に限らず、それぞれの補助金についてカットし、あるいは削減をしてきております。そういう中で、全部かと言われますと、当然把握していなければなりませんけれども、細かい点では一部把握していない面もありますけれども、保育園の補助金については把握しております。ただ、今言われるように、もちろん何もかもということと言われますけれども、やはり予算編成の際もそうですけれども、私は同じ一律についてではなくて、メリ張りのある予算編成をという表現で取り組んでおりますので、何が何でも同一基準で切るとかということは、他の町ではやっている町もあるようですけれども、なかなかそこへいくと難しい面もありますし、そういう考え方をもって、いわゆる必要なところへはつけなければならないしという考えも持っておりますので、そういう考えのもとで取り組んでいきたいというふうに思います。

○議長（渡邊嘉郎君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） この点はね、町長、厳しくという形で見ても、何が何でも切るということじゃないというふうに言われましたけれども、この点の徹底が大事だと。保育園が前に教育委員会に行く段階であったかと思いますが、もしあれだったら……。

○議長（渡邊嘉郎君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（山本信三君） 今の保育所の遠足の予算を切ったということですが…  
…

〔「減額」と言う人あり〕

○教育委員会事務局長（山本信三君） 減額したということですが、16年度に各園で実施していた、父兄会で実施していたものは父兄の方で支出するべきだということで、その部分を遠足のバス代を切ったということを前任の方から聞いております。そのときに、西伊豆、下田市も同じように保育園があるわけですけれども、保育親子バス遠足、これについては保護者会負担だということで、下田も西伊豆も保護者の方で負担しているということです。

それで、今までどおり、16年度、17年度、18年度、19年度と、大体二十一、二万円、春の桜まつり遠足、お別れ遠足、4園合同遠足、これらは今までと同じように実施しているところであります。

○議長（渡邊嘉郎君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 保護者会の遠足というのはどういうあれですか。

○議長（渡邊嘉郎君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（山本信三君） 保護者と園児が一緒になって遠足に行く、これは保護者会主催のものだそうです。それについては、減らしているという形です。

○議長（渡邊嘉郎君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 保育園の保護者会、私も長いこと保育園に携わっていましたが、実際に保育園児の春の遠足も保護者会が主催する、実態としてはそうです。本来、それは保育事業のいわゆる一体となってやるべき問題であって、こうしたことは行革の一端で、切る問題ではないと。この点は、町長も含めて、これは前の段階でそういうことをやられたかもしれませんが、こうしたことに関して決裁の段階でしっかりと目を据えて進めていくべきだ。

少子高齢化対策の問題、あるいは定住促進の問題で、さまざまな施策をやっていく上で減額すべきものか、あるいはそれを厚くするものか、その点はですね。私は、いろんな厳しい中でありながらも、南伊豆町の経常収支比率の中で若干の部分が全くできない、そういうものではないというふうに思います。その点、町長ですね、物事を決裁する上で、この間の鈴

木町政の中で、町長は出張が多いわけですが、こうした点、どのように調整をして政策のバックアップ、あるいはそれを遂行していく上でやられているのか、その点を聞かせていただけますか。

○議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 今、補助金の問題が出ておりますけれども、私も出張等で留守をした場合には、やはり副町長あるいは総務課長等が代決をする、決裁をするわけですがけれども、もちろん帰ってきてからの報告もありますし、事前の相談もありますし、そういう事項についてはやはり確認をしながら、今までもそうですし、これからも決裁をしていかなければならないというふうに思います。

この補助金の問題も、見方によっていろいろありますけれども、我々としてはやはり集中改革プランに基づいていろいろと行革を進める中で、補助金もその一つでありますけれども、どこで線を引いて、どこで削減を、カットということになると、やはりこれはそれぞれの受ける側にとっても、出す側もそうですけれども、いろいろあると思いますけれども、やはりどこかで線を引かなければならないという、言ってみれば、我々としては非常に辛い立場もありますけれども、これは行政を担当する者として当然執行しなければなりませんし、その辺はひとつ議員もご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（渡邊嘉郎君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 政策を強く進めていく上でも、少子高齢化というのはもう極めて重要な施策でありますからこうした点、一方で、いわゆる地元のローカル紙に載るのは、鈴木町政がそういうことでのカットしているのではないかという、町政がね、一方で政治家が教育委員会に寄附行為をすとか、政治家というか、そういう寄附行為をする行為に政治家が写真で載るとか、そういう事例が対照的に出ていると、一体それはどうなのか、そういう声も町民から上がってきております。

もう一つは、鈴木町政が施策を進める上で、先ほども言いましたように、財政の問題を言いましたが、財政が大変だ、切られて、希望がない。こういうことを言われる幹部職員もおられると。これではですね、鈴木町政の足を引っ張っているのではないか。こういうことではなくて、私が先ほど言った、町の客観的な状況というのは決して悪いことではありません。現状の段階をまじめに町民の生活に心を寄せてやるという、そういう気概があれば、そうい

う言葉、あるいは姿勢が町民にということはないと思います。こうした点で、町長の今後の職員、単なる行革ということではなくて、町を、町政を活性化させていく上での意識の向上、私はそういう点では、すべての部署の提案制度というのがあるみたいですが、毎年1つ、現部署での提案を最低でも1つさせると、こうしたことでなければ、次に移る。

また、行革、行革と言うけれども、同じ部署に長い間いる、そういうところは、町民のいろんな生活の分野を見ていく、そういうところにサービスも配置もかえながら、町民の生活全般にわたって町政執行がやれる、そういう人事体制も必要ではないかというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） ご意見として承っておきます。今後考えてまいりたいと思います。

○議長（渡邊嘉郎君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） もう一つ、町長にお聞きする中に後期高齢者医療制度、これちょっと時間が押し迫ってきたので簡単に言いますが、後期高齢者医療制度について、福田内閣は、現行制度での健保の扶養家族の人から新たに保険料を徴収することを半年延長するとか、あるいは70歳から74歳の医療費窓口負担を2倍に値上げすることを1年程度延期すると。この医療改革の一部凍結を言い出す状況になっております。

後期高齢者医療制度の問題点は幾つかあります。1つは、高い保険料を年金から天引き、払えなければ保険証の取り上げ、現行の健保制度、老健制度では、75歳以上の保険証の取り上げは禁止されております。こういう問題がある。

2つ目は、差別医療の押しつけで、まともな医療を受けさせない。保険料徴収を過酷にする一方で、保険で受けられる医療の内容も差別、制限される。これは、包括払い（定額制）ということで、後期高齢者の診療報酬に上限を加える。こういう問題が、これまで報道されている中で明らかになっています。

それで、長期療養の人が入院する療養病床も23万床削減して、病院からの追い出しを進める。これも来年度から本格化する。まさに後期高齢者医療制度が、元厚生労働省の幹部やメディアが「うば捨て山の制度」だと言うほどのひどい内容だと。日本医師会も、後期高齢者医療制度の全面的な見直しを求める見解を発表しています。これに対して、先ほど町長と国の制度に関する話をしましたが、財政ではなく、こうした問題での認識、言及について。そ

れと、担当の方で、新たな動きがあれば、その点について簡単に答えていただきたいと思います。

○議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 後期高齢者医療制度についてであります。平成18年6月14日に医療制度改革関連法が国会で可決し、成立しました。そして、75歳以上の高齢者と65歳以上で一定の障害のある老人保健制度で医療を受けている人は、平成20年4月1日から新しい後期高齢者医療制度で医療を受けることになったわけであります。

この制度については、都道府県ごとにすべての市町村が加入する広域連合が行うわけでありまして、静岡県では42市町が加入する静岡県後期高齢者医療広域連合が平成19年2月1日に設立をされました。後期高齢者の心身の特性や生活実態を踏まえた独立した医療制度で、財政運営の責任主体を明確化するとともに、高齢者の医療費の支え手である現役世代の負担の明確化・公平化を図り、医療費の財源として、被保険者が医療機関で支払う窓口負担を除いた分を公費が5割、各医療保険からの支援金で4割、残りの1割を被保険者から徴収するという保険料で賄う制度であります。

保険料率等につきましては、所得割が6.84%、均等割3万6,000円、賦課限度額が50万円と、平成19年11月23日に開催された静岡県後期高齢者医療広域連合議会臨時会において決定をされております。他の広域連合の保険料率と比較しましても、同条件で算出した場合、保険料の高い順では、福岡県、高知県、香川県で、低額なのは長野県、岩手県、その次が静岡県となっております。

今後も、県の後期高齢者医療広域連合と連絡を密にしながら対処してまいりたいと思っております。ご理解、御協力をお願いします。

○議長（渡邊嘉郎君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（藤原富雄君） ただいま町長の方で答弁がありまして、制度的にはそのようなことでありますけれども、議員の細部による質問につきましてお答えさせていただきたいと思います。

資格証明書の関係ですけれども、先ほど言われましたように、現在の老人医療制度では、そういう制度はありません。来年の4月から施行する後期高齢者医療制度になりますと、1年以上の保険料の未納が生じた者に対して保険証を差し止め、資格証明書の発行というようなことになっております。

これにつきましては、給付並びに課税につきましては、静岡県後期高齢者医療制度連合の方で担当しますが、保険料の徴収につきましては各市町でやることになっております。徴収につきましても、先ほど言われました、年金から約8割、あと2割の方につきましては普通徴収という形で、この2割の方についての未納が生じる可能性があるというようなことでありますけれども、これらにつきまして各市町で徴収しますので、そのようなことがないように徴収努力もしますし、また、そのような場合が生じたときにはそれ相応の理由、それを確認し、広域連合の方へと申し立てをし、資格証の発行がされないよう、こちらの方へも電話等で話し合いするという状況であります。

それともう一つ、包括定額制というのがあります。先ほども言いましたように、一定の額を定められて、それ以上のものについては、極端な話、診療しません。また、医者の方で診療しても、報酬は取れないというような制度でございます。

これにつきましては、きのうですが、静岡県の国保連合会よりの情報でありますけれども、来年度の診療報酬、今の診療報酬ですが、診療報酬改定について議論している中央社会保険医療協議会は12月7日、診療報酬基本問題小委員会を開き、後期高齢者医療の新たな診療報酬を別建てせずに、一般の診療報酬点数表に後期高齢者対象の項目を盛り込んでいく形式にするというようなことが発表されておりますので、まだ正式にこちらへは来ておりませんが、こういった定額制度というようなものについては今後議論されるでしょうけれども、多分なされないというふうに解釈しております。

以上です。

○議長（渡邊嘉郎君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 町長、先ほど制度の説明をされましたけれども、現時点でも、包括定額制ですか、見直しがね、これはホットな情報で、私も知りませんでしたけれども、こうした状況で、全国で後期高齢者医療制度の矛盾が噴き出しております。こうした点もっととらえて、これを実施することに対してストップをかけるような声をぜひ上げていただきたいと、これは市町村もそうですけれども。

あと時間がわずかになって大変申しわけありませんけれども、学校の問題と教育の問題に関してはまた、きょうだけではなくて、いずれやりたいと思いますけれども、教育長ですね、いわゆる10月29日の竹麻小学校の懇談会で発端になった校名問題に関して、11月8日に第1常任委員会、閉会中審査を行いました。教育長はその場で、拙速であったということで、凍

結をするということを申されました。

そのことを一つ公に確認するということと、私は、いわゆる学校の統合問題、そして行財政と地域のあり方の問題、これがですね、統合審議会が設置された平成16年11月です。学校の統廃合の問題に前執行部に言及したのが、先ほどの町長質問でも話したように、平成16年2月に三浜小学校が竣工して、その2カ月後の4月、下田市と合併協議、任意協議会をつくるかどうかというときに、下田市長と学校・保育園の統廃合する、こういうことが新聞記事に載りました。住民投票やった後でその審議会がつくられたわけでありまして。教育長に審議会長を務めてもらったわけですが、私は、そもそも財政問題ありきで、財政が大変だから切るという、その一環の流れの中で学校統合の問題も話され、しかも、いわゆる本来、学校は地域、子供たちのためにあるべきが、その地域の振興策、当時、財政状況に関しては、三位一体の改革で絞られながらも、そのままの状態であれば、財政調整基金は町政史上最高にあったわけで、それを使い果たして、いわゆる何のためにやったのか。業者さんのために物を建てる、それが目的であったがごときの町政であったわけでありまして。

その当時、今もそうですが、今、教育委員会の部署になった保育園、手石の保育園は耐震性がゼロだから何とかすべきだ、こういうことに目を向けない。保健医療の問題もそうです。そういう状況のときに、やれジャングルパークを買うだとか、厚生省の跡地を貸してもらうのではなくて買い取る。そうやってお金を使い果たした末に、小中学校も合併に突き進ませると、こういう流れがあったわけですが、私は今でも、合併を進めてほしいという地域は別にしても、財政的な理由による統廃合をやめて、今からでもですね、教育委員会の部署からも連携をして、町長部局とも含めて、地域振興のために子供たちを誘致する、ふやす、学校を残していく。特に、南伊豆町の地域で小学校がなくなったら、地域の衰退は目に余ることが出てきます。しかも、先ほどの議論のように、今、国の地方切り捨ての流れが変わっていかうとすところでありましてし、ここで我々が地域からの声を強く出して、国に対して、東京一極集中のこういう国のあり方を曲げて、地方で安心して暮らせる、こういう基盤をつくる、こういう流れが今後進んでくる、そういうことも一方で見据えてやる必要があるのではないかと。

何よりも地域の住民の賛成の問題、それがなしにはいかないし、地域振興で頑張ってきてはいません。空白の6年間と、過去の、前の執行部は言われていますけれども、そうした点を踏まえて教育行政に取り組んでいただきたいと思います、時間はありませんけれども、教育長の見解を簡単にお聞かせいただきたいと思います。

○議長（渡邊嘉郎君） 教育長。

○教育長（渡邊 浩君） 大変難しい問題というか、大きな問題ですので、簡単には答えられないと思いますけれども、学校の統廃合、廃校された地域の衰退を招くということが一番心配されると、そのポイントに関連してくる問題ではないかというふうに私は把握しますけれども、例えば今回、南崎小が竹麻小へ動く、その後は保育所が動くということになっていますよね。これは、極めて公共性の高い建物が保育所に移ることですから、うまくいってくれば、例えば若い人たちが南崎地区に住むとか、あるいはその周辺に住んでくれるとか、そういう期待もある程度いたしますけれども、それはまずないとしても、人の集まる公共的なものがあるということで、いわゆる地域の急速な過疎化というか、そういうものを防ぐことにつながればいいのではないかなという、そんな思いをしております。

先ほどの地域づくり全体は、これは学校だけの問題ではなくて、非常に広い大きな問題ですので、例えば定住促進であるとか、あるいは産業、観光の対策であるとか、振興するということが、確保が必要になったとき、村おこしであるとか、非常に大きい行政及び地域社会が一体となって取り組まなければならないような大きな問題、その一つに学校廃合の廃校の心配ということが位置づけられると思います。ですから、それが加速することにつながらないようなことをやはり考えていかなければならないなということはここで感じています。

今後、そういった統廃合に絡んでは、どういう公共性の高いものを持っていくかとか、人の集まるようなものを持っていくか、そういうことに心していかなければというようなことだと思っております。

答えにはならないみたいですが、以上です。

○議長（渡邊嘉郎君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） この点で、引き続いて教育問題、後で3月議会でも議論しますが、もう一つ、最後に、今回の質問通告で、選管の委員長をお呼びしていただきましたけれども、通告を出しておりましたが、人間ドックに入られるということでありました。それで、選管委員長に対する質問は、どこの市町でも、全国でも行われていますので、改めて、投票所の再編の問題は非常に大きな問題でありますので、国民の公民権行使に当たることですので、3月議会で質問をさせていただくことにして、私の一般質問を終わりにします。ありがとうございました。

○議長（渡邊嘉郎君） 横嶋隆二君の質問を終わります。

ここで、14時10分まで休憩をいたします。

休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時10分

○議長（渡邊嘉郎君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

---

◇ 稲葉勝男君

○議長（渡邊嘉郎君） 4番議員、稲葉勝男君の質問を許可いたします。

〔4番 稲葉勝男君登壇〕

○4番（稲葉勝男君） それでは、通告に従って一般質問させていただきます。

町長及び担当課長に答弁をお願いしたいと思います。

私は、（仮称）観光交流館の建設については、9月の定例議会においても、その存在そのものは否定しませんが、観光資源の掘り起こしだとか整備、そういうものの方が先決で、それによって観光交流人口が増加・安定した時点での建設することが望ましいというふうな意見を述べてまいりましたが、それについては変わりません。

本町最大の観光イベントでありますみなみの桜と菜の花まつり、もう期間中約40万人の観光客が来町と、大きな経済効果をもたらしていることは事実でございます。しかし、この桜も生き物、年々年をとり、老木となり、やがて姿を消すこともこれ考えられます。また、早咲きのカワヅザクラも他県各地に流出しており、河津町、南伊豆町だけという特殊性も薄れてきているのが現状であります。

平成21年3月には静岡空港も開港が予定されております。これにより、東南アジアあるいは中国、韓国等からの観光客はいずれという流れが十分に考えられております。また、伊豆縦貫道も、進捗状況では非常に遅いものの、徐々に整備が進んでおり、伊豆全体の観光形態も大きく変化していくというふうに私は考えております。

このような現状を踏まえ、将来的にどのように観光交流人口をふやし、安定した観光産業に位置づけるかと考えたとき、町内の観光資源、要するに南伊豆は水と光をうたっております。

すその観光資源、これの現在の既存のもの整備、あるいは史蹟的なもの、そういうものの掘り起こし等、そういうものの整備、それに取り組むことがまず先決だというふうに考えております。

また、市町合併についても、県の示した1市5町の枠組みが、先ほどから同僚議員の質問もありましたが、この19日に流れたというような、見通しの崩れたというような中で、南伊豆町の将来的な見通しについてもなかなか不透明なところもあり、単独でいくにしても、合併するにしても、今まで以上の行財政改革、あるいは町民への負担の増というのは、これは重くのしかかってくるということが予測されております。

9月定例議会でも、もう既に実施設計についての予算も可決され、実施設計へ観光交流館も進んでいることと思っておりますが、一番ここで端的に言って私が心配するのは、この観光交流館が、近隣の例を挙げて申しわけないけれども、町民の中からも聞こえます、下田のベイステージのような二の舞、これにならないことを懸念しているというような声も聞こえます。

そこで、通告によって質問させていただきますが、まず経営形態について質問いたします。

計画では、農林水産の直売所、それから観光情報施設、展示室、レストラン、多目的ホール等となっておりますが、直売所には湯の花売店と漁協の直売所というふうに私は理解しております。

さきの地区懇談会の席で、ある地区の漁協の理事の方から、南伊豆の漁協の経営状況は非常に厳しいんだと、その中で現手石の直売所、ここですら赤字経営でやっているんだと。その中で、これ以上人件費等を費やしてまで、観光交流館の中に直売所等を出すことには賛成できないとの声も聞かれました。

また、来年3月には漁協が伊豆半島全域というか、戸田の手前か、そこまで合併をするんだと、そういう不透明な部分もある中で、どのように漁協の方は考えていられるのかわかりませんが、この辺の、漁協の売店が入るという確約等の件についてもお聞きしたいと思っております。

また、湯の花売店についても、現状では非常に盛況で、町内外の人から非常に喜ばれております。私個人的には、湯の花売店は今のようなああいう姿が、やはり売っているものが100円でも、ほかに比べたら安いというような、そういう感覚を受けるから、できれば今のよう状態がいいなというふうには考えておりますが、湯の花売店も中に入るんだということも聞いております。

さらにレストラン、これにつきましては軽食を出すレストランだというふうなことも聞いて

ておりますが、この軽食を出すレストラン、要するにこれは40万人の来客が見込まれるみなみの桜と菜の花まつりのときの来客の中で相当利用される方も多いと思います。今、下賀茂の商店街の中にも食堂がございますが、その方たちとの競合または圧迫するというようなことが考えられないこともないと私は考えておりますので、この辺の下賀茂商店街とのコンセンサス、こういうものはもう既に終わっているのか、この辺もお聞きしたいと思います。

それで、観光情報施設は、これは観光協会というふうに私は認識しておりますが、観光協会につきましても、今の観光客の流れが、下田から入ってきて、石廊崎経由または下賀茂へという、そういう経路の中で、やはり青市あたりに、今の位置に観光協会があるのがやはり一番観光客にとっても望ましいのでないかなというふうに私は考えております。

いずれにしても、こういう施設が入るということに関しての、テナントで入るのか、テナントで入るとしたら、もう既に実施設計の段階で規模的なものもありますので、その辺のテナント料だとか、そういうものの決定はされているのか、その辺もお聞きしたいと思います。

また、指定管理者制度という方法もありますが、この指定管理者制度でやるという方向でいるのであれば、その指定管理者制度の中にどういうふうな方たちが入っているのか、どういうふうに考えているのか、その辺もお聞きしたいと思います。

まず、これらについて、町長の方から答弁いただきたいと思います。

○議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） （仮称）観光交流館ということでの質問でありますけれども、まず管理運営形態についてであります。

この観光交流館、仮称ですけれども、建設に至る経緯につきましては、以前からご報告をさせていただいているところでありますが、基本としては平成11年度に策定した第4次南伊豆町総合計画具現化のために、平成15年3月に下賀茂地区周辺整備計画が策定をされ、この計画に基づき、厚生省薬用試験場跡地を取得した経緯があります。このことは、議員が承知のとおりであります。

そして、下賀茂地区周辺整備計画の中にこういう表現があります。これは参考のためにお聞き願いたいと思います。「本計画地は、歩行者、自動車交通とともに、南伊豆町の観光産業の中心的な役割を担う場所に位置することから、多くの人々が利用できる観光産業施設及び既存の温泉を利用した温泉施設を整備し、利用者のニーズに合った情報を提供するとともに、地場産品の集配、販売等を行い、観光客のみならず、地域の人々が幅広く利用できる総

合多目的施設を整備する」という表現がされています。まさに、この計画の中で言われているこのことは、ふるさとづくり推進委員会から我々が答申として受けた内容は、ほぼこの計画に沿ったものであるというふうに思っているところであります。

そして、この運営形態ですけれども、その後、土地活用につき各種検討がなされたものの、具体的な計画が確定されないまま以降推移してまいりました。そして、何とかしなければならないという、いわゆる利活用についての声が多くあり、平成18年6月に南伊豆町ふるさとづくり推進委員会へ当該地の有効活用計画について諮問し、平成18年12月8日に当委員会から答申をいただいたところであります。

現在、ふるさとづくり推進委員会の答申に基づいて今、議員も言われたように、町民から観光客に至るまでの多くの人の憩いの場、交流の場としての施設整備をすべく、12月中を目途に施設の実施設計を行っているところであります。

この観光交流館建設に伴う管理運営形態についてということではありますが、このたびのこの建設については、観光案内所、民芸品等の展示室、農林水産物直売所や休憩所を兼ねた軽食コーナー及び公衆トイレと駐車場の整備を計画しております。施設の管理運営につきましては、（仮称）観光交流館でありますので、観光案内所等を主体とした各施設の管理運営を考えております。詳細につきましては、本設計が完成した時点で具体的に協議に入りたいと考えております。

また、当施設につきましては、議員もご承知のとおり、県の観光施設整備事業でありますので、利潤追求だけではなくて、本旨の観光客へのサービスや受け入れ体制の確立が主なものであります。細かい点につきましては担当課長から説明させます。

以上です。

○議長（渡邊嘉郎君） 産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君） それでは、最初、管理運営をどういたすのかという、私の方からお答えしたいと思います。

施設の管理運営につきましては、ふるさとづくり推進委員会の答申にもありますけれども、指定管理者制度を活用した方向で検討を進めていきたいと考えております。また、施設の中に入っていただく方たちの運営方法につきましても、それらの機関ですとか団体の方と協議・調整を進めた上で行っていきたいと考えております。

また、議員の申されました2番目の漁協等の入所策の調整という形でございますけれども、漁協さんにも中に入っていただくということは確認いたしました。しかしながら、先ほど議

員が心配されておりましたけれども、赤字になっては困るということで、その中に入ってからの運営ですとか、それらの形態につきましては、またこれから漁協さんの方で詰めていくという形のことを確認しております。

それから、3番目に湯の花さんですか、それらのテナント料、また指定管理者はという形ですけれども、これにつきましても、先ほど申し上げましたように、管理運営形態は指定管理者制度を検討していきたいと思っております。それから、中の施設のテナント料等につきましては、水道、電気、光熱水費等の詳細の設計がまだ終わっておりませんものから、それらが終了後に検討していきたいと思っております。

それから、4番目、休憩所兼軽食、これらがあの辺の地域とバッティングしないかという形でございますけれども、これらもやはり南伊豆町にふさわしい料理で、また信頼性が高く、なおかつ下賀茂商店街と議員心配されるように競合してはいけませんものから、産業団体、商工会の組織の中にあります町のサービス店会ですとか、あるいは下賀茂飲食店組合、また観光施設連絡会、それから観光協会、これも旅館組合、それから旅組ですとか、民連等と協議・調整して進めていきたいと考えております。

それから、5番目に、観光協会が青市でも、玄関口でありますので、青市のところにもということでございますけれども、一応、観光交流館につきましては、先ほど来申し上げております形で、下賀茂地区周辺整備計画ですとかふるさとづくり推進委員会の答申で、あそこを中心にしてということでございますけれども、あそこの施設も、まだ観光協会も、総会で理事会でもまだ取り壊しということで決まっておりますので、今後あそこも例えば色々の方法で活用の仕方を考えられると思っておりますので、それらもまた検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（渡邊嘉郎君） 稲葉勝男君。

〔4番 稲葉勝男君登壇〕

○4番（稲葉勝男君） 今、町長と課長の方から説明がありましたけれども、私一番心配するのは、もう実施設計の段階に入っている。そこでもう指定管理者制度をとるのでしたら、その指定管理者たる人たち、それから中に入る漁協、今、確約をとっているというような話でしたけれども、それができてから、指定管理者をこれから探して、仮にそういう指定管理者になるというようなことが、そういう手を挙げる人がいなかった場合、そういうことを考えますと、もう今の実施設計の段階からある程度そこらは詰めるような方向でいかないと、そ

れによって、やはり建設の規模だとかいろいろなものにもある程度影響してきます。ですから、その辺を慎重に、今後早急に、できるのを待つてではなくて、もう早急に指定管理者なり、そういう方たちの何と申しますか、入居者というか、その管理者を募集するなり何なり、早急に手を打っていただきたいというふうに思っておるものですからこういう質問をさせていただきますが、どうですかその点について。

○議長（渡邊嘉郎君） 産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君） 先ほども申し上げましたけれども、議員もおっしゃられましたけれども、インフォメーションの方は図っていきたいという形で、それから農産物直売所は先ほど言いましたように湯の花さんですけれども、これはまだ仮定の話でございますけれども、漁協さん等の固有名詞が出ておりましたけれども。それから、休憩所兼軽食の方につきましてはまた、先ほども申し上げましたように産業団体、商工会ですとか観光協会の組織等で協議しまして、進めていきたいと思っております。

○議長（渡邊嘉郎君） 稲葉勝男君。

〔4番 稲葉勝男君登壇〕

○4番（稲葉勝男君） この前の9月のとき、課長の方から由比の観光交流館ですか、その視察へ行ってきた経過もお聞きしました。そのとき課長の方から、1,000万円の赤字が出ているけれども、由比正雪館だとか、そういう施設が周辺にあって、相乗効果によっていい方向に向かっているというように、私はそういうふうに言われたというふうに解釈しておりますが、確かに、私も先日、由比へ行ってまいりました。そして、ここに見取図みたいのがあるんですけれども、確かに由比は、観光交流館の周りに由比の本陣公園だとかおもしろ宿場館、由比正雪の生家、それからサクラエビの直売所だとかいろいろあります。こういうもので、私が行ったときも、静岡市内の小学生が由比正雪の何か歴史の勉強だとかって、社会科の勉強かなんかで来ていました。そして、大阪の方からもバス2台の方たちが、平日でしたけれども来て、それで食事をしたところで一緒にいろんな話をしましたけれども、確かに由比は周りに相乗効果の出るようなこういう施設がございます。南伊豆は、今のところそういう相乗効果が出るようなものは周辺にはございません。

ですから、先ほど来私が申し上げているように、要するにこの下賀茂地域の方へも十分に観光交流人口が流れてくるような、ですから、昔からある例えば観光資源、そういうものの掘り起こし、それから整備、これをぜひね。私は、これから、先ほど申し上げました東南アジアの方の客とか、そういう静岡空港の効果も十分期待されますので、その辺を早急に、行

政だけではなくて、町民にも働きかける、そういうことで、ぜひこの点をしっかりと締めて  
いっていただきたいと。お金をかけるだけではなくて、いろんな精神面でも、町民におもて  
なしの心を植えつけるとか、そういう面でも、ぜひこの点をこれから早急に進めていただき  
たいというふうに思っております。これに対して、町長、いかがでしょうか。

○議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） この交流館ができることによって相乗効果とか、ここはある意味で  
はもう観光の拠点的なスペースになるのかと思います。ですから、そういう意味で、今後こ  
れらを中心として、観光客の流れであるとか集客、そういう面でも今後そういう考え方のも  
とに、観光協会あるいはほかの団体もそうですけれども、官民一体となって取り組んでまい  
りたい。資源の掘り起こしについても、そのとおりでありますから、そういう考えでひとつ  
今後は詰めてまいりたいというふうに思います。

○議長（渡邊嘉郎君） 稲葉勝男君。

〔4番 稲葉勝男君登壇〕

○4番（稲葉勝男君） 町長と課長の方からいろいろお聞きしまして、最後をお願いというか、  
本当にこれが最後にお荷物にならないように、議員全員、町民全員が望んでいることであ  
りますので、課長、一度経営コンサルタント的な人にもいろいろご意見を伺って、それで観光  
交流人口、現在の交流人口、これからこういう方向になるだとかというような、ちょっとそ  
ういう点でご意見を聞くことも必要ではないかなというふうに私は思うものですから、これ  
を本当につくってよかったという施設にするには、観光課長の力が非常に大きいと思うもの  
ですから、ぜひ、よろしく願いいたしたいと思います。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（渡邊嘉郎君） 稲葉勝男君の質問を終わります。

---

◇ 清 水 清 一 君

○議長（渡邊嘉郎君） 6番議員、清水清一君の質問を許可いたします。

〔6番 清水清一君登壇〕

○6番（清水清一君） それでは、清水清一、一般質問をさせていただきます。

町職員の資質及び能力向上ということで一般質問をさせていただきます。

まず1つ目に、人材育成基本計画の内容ということでございますけれども、前回、集中改革プランというやつを平成19年5月9日に分けていただいたわけですが、その中に人材育成基本計画、本当は平成18年度中であつたけれども、19年度の初めのうちにつくって実施したいという旨の話がございました。

そういう人材育成を行っていくについて、やっぱりこれも計画あればこそ、今、国・県からの事務の移譲がたくさんあるという話を聞いておりますけれども、その中で、やっぱりそうやって研修していくことが資質・能力の向上が一層進んでいくのではないかなど。この職員の人材育成基本計画の内容とこれまでの実施状況がどのようになっているのか、町長、ただれでもいいですが、答弁をお願いします。

○議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） この人材育成基本計画の内容ということですが、地方分権の進展に伴う自己決定・自己責任という流れの中で、限られた人的資源で、増加する一方の業務をこなすとともに、複雑・高度化する行政需要に対応し、住民サービスの維持向上を図るためには、職員の資質向上は不可欠であり、その大きな要因は職員の意識改革及び自己啓発に伴う能力向上にあると言っても過言ではありません。

先月公表された地方分権改革推進委員会の中間的取りまとめにも、住民、首長、議長、議会の意識改革とともに職員の資質向上が明記されているように、危機意識を持って新しい価値を生み出すために日々研さんする職員と従前の業務をこなすだけの職員と、どちらが分権時代に求められるか、これは明白であります。

現在、全国の自治体で集中改革プランが策定をされ、具体的施策が推進されておりますが、法令に基づく適正・的確な施策の執行は当然のこととして求められているのは、公共利益の担い手としての的確に地域の課題をとらえ、効果的に対応できる自治体組織であり、そこでは自治体職員の資質と能力向上がキーポイントとなります。そのためには、今まで以上に全庁的かつ計画的な取り組みが必要であり、求められる職員像、客観的な能力基準、それを実現するためのプログラムを作成し、能力開発の成果を的確に評価して、人事管理に反映させることが重要であると考えております。

地方自治法並びに行政改革推進実施計画、いわゆる集中改革プランですが、これに基づき研修制度の見直し等を含んだ人材育成基本計画の策定を今年度中に予定をしております。

すが、その中には求められる人材の能力の内容を明示し、職員の能力を客観的に評価するとともに、能力主義による任用を徹底することが必要と思料しております。

具体的には、1、職員の意識啓発、2、意欲の増進、3、能力の向上、4、環境整備、5、人事管理、6、研修制度の充実等を柱に策定を進めております。

重要なことは、職員に優劣をつけることではなくて、費用は住民負担により賄われる公金であることを常に意識して、意識改革によりもたらされる自己啓発、研修及び継続的改革・改善といった能力向上の成果を地域に還元することと認識し、職員の研修及び意識改革を推進する所存であります。

以上です。

○議長（渡邊嘉郎君） 清水清一君。

〔6番 清水清一君登壇〕

○6番（清水清一君） この人材育成基本計画は、それで一生懸命やっている町長言われましたけれども、人材育成基本計画は実際つくられたのか、つくられていないのか、また、作成中なのかどうかを、すみませんが、答弁お願いいたします。

○議長（渡邊嘉郎君） 総務課長。

○総務課長（鈴木博志君） お答えします。

今、町長の答弁にもございましたけれども、現在作成中でございます。本年度当初の予定でしたけれども、若干ずれ込んでございます。本年度中には作成をしたいと思います。

○議長（渡邊嘉郎君） 清水清一君。

〔6番 清水清一君登壇〕

○6番（清水清一君） これ、人材育成基本計画というのは、いちばん最初にこれやったところには、たしか平成18年にはつくってしまうという計画でした。そういうふうに私は聞いたような気がします。それがまた19年度、また20年度という形で先送りになっているのはちょっと、やっぱり職員さんが一生懸命やってくれば、もっといい町になってくれるのかなと私は考えますし、今以上にやってもらえばいい町になってくると思うものですから、ぜひともこの基本計画にのっとり一生懸命やっていただきたいと。

答弁の中では、やっぱり基本計画の中では、この質問通告の3つ目でもございましたけれども、職員研修が大事だろうと言われていました。そのまま職員研修制度を質問させていただきましたけれども、人材育成基本計画の中で職員研修制度の充実を図っていくと言っておられましたけれども、その中でも研修、これはいろんな研修があると思いますけれども、基本研

修とかいろいろな研修、職場研修とあってあるわけですが、その研修内容的には、研修制度がどのように効率的に今現在行われておられるのか、質問いたします。

○議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 職員研修制度についての質問であります。これにつきましては、総務課が所管するものと各課で所管するものとに分かれます。

まず、総務課が所管する研修につきましては、静岡県の自治研修所、それから静岡県の町村会、賀茂郡の町長会及び町が主催するものがあり、新規採用職員研修を初めとして新任監督者研修、接遇研修、行政法研修、中堅職員研修、法政執務研修、税制研修並びに情報系研修などへ職員を派遣し、平成18年度実績で延べ283人が受講をしました。

次に、各課等が所管するものでは、担当する事務に直結した登記事務、年金事務、介護事務、環境事務並びに保育事務等への研修へ職員を派遣し、平成18年度実績で延べ280人が受講をしております。

また、このような研修以外にも、職員の自発的意思により資格等、例えば災害ボランティアコーディネーターであるとか防火管理者、あるいは土木施工管理技師などを取得する職員もおります。

こうした研修の成果は、地方政治運営の担い手である職員に自治体経営の一端を担うというみずからの使命感の自覚を促すとともに、その資質向上をより一層高めることにあるわけであり。私は、職員の能力向上の基本は、日ごろの問題意識とそれに基づく自己啓発であると認識しておりますので、複雑・高度化する行政需要に対応する直接業務に必要な資格取得や講習会受講等は当然ですが、職員の自発的意思に基づく自己啓発による資格取得や、地方公務員法の改正により自己啓発と休業など新たな制度の導入も検討し、職員能力の客観的判断材料として人事に反映するなどの措置も今後必要ではないかと考えておるところであります。このような条件を加味しながら、人材育成基本計画に研修制度を盛り込み、職員の意識改革及び能力向上に取り組む所存であります。

以上です。

○議長（渡邊嘉郎君） 清水清一君。

〔6番 清水清一君登壇〕

○6番（清水清一君） 職員の皆さんも一生懸命研修を受けて、一生懸命勉強されていると思いますけれども、また、この中で階層別とか職場の中でやっているとかとありましたけれど

も、派遣研修として人事交流なんかもどうかと。要するに、ここでも人事交流で県へ行った職員もおられますけれども、それはこの賀茂郡地域の市町村でもいいのですけれども、人事交流でやるのも研修の一つだと思います。それも、相手があって、こっちで1人ぐらいつつとか2人ぐらいつつとかの交流があってもいいのではないかなと。その中の研修によって、他の町はどういう仕事、どういう働きをしているのかとかということもわかってくると思いますので、そういう派遣研修なんかもどうなのかと。

また、町職員一人一人は財政を学んでいるのかと。そうでなければ、一人一人の職員が町財政の詳しい数字のあり方を学んでいただいて、そうすることが町民の対応についても、ただ金がないなんてことを言う職員は減ってきて、いろんなことを考えての話もできてくると思います。ですから、定期的にこういう勉強会も必要ではないかなと私は考えるのですが、町長の考えはどうでしょうか。

○議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

町同士の職員交流であるとか、それから今言われた例えば財政面の研修であるとか、確かにそれは必要であると思います。しかし、例えば先ほどの町同士の交流となりますと、なかなかこれは相手の町のあることでもありますし、難しい面もあると思います。県とは今、我が町は現在やっていませんけれども、まだその制度はありますけれども。そういういわゆる他の自治体の仕事を知るということは、これはやはり本人にとっても、町にとっても大きな成果が上がってくると思いますから重要なことですが、ただ、それぞれが担当の部署にあって、そして仕事をする中での研修ですから、当然そうなりますと、研修期間中はやっぱり仕事の面でほかの係にそれなりの仕事を任せなければならないということもありますから難しい面で、今、人員削減を進めている中であるわけですので、そんなことも考えながら、ご意見として承っておきます。

○議長（渡邊嘉郎君） 清水清一君。

〔6番 清水清一君登壇〕

○6番（清水清一君） 研修制度もいろんな考え方がありますから、やっていただくことが私はいいいのかなと。よくあるのが、市町村合併の話もございますし、また、商工会では職員が毎回1年から2年ずつ他の職員と交換で他の町村へ研修に行っている職員もおるわけで、そういうことがあってもいいのかなと。ほかの町の仕事を見たときに、やっぱり違うよという

話は出てきますので、新しい世界を見たという形があつて。

前回、下田から南伊豆町の商工会へ来た職員は、大変勉強になったという形で、下田へ帰ってからも仕事ができるという形を言って帰っておると。ことしの4月に帰っていきまされたけれども、そういう形があつた方が非常にいいかなと私は考えます。

それで、2つ目の職員提案制度の内容と効果でございますけれども、これまで職員提案制度を推進してきているわけでございますけれども、ことしのくらいの件数で、どのような内容があるのか、また、提案の種類、内容と結果の要約の一覧表もあつたら見せていただきたいなと私は考えているんですけれども、一応この職員提案についての内容についてお伺いいたします。

○議長（渡邊嘉郎君） 企画調整課長。

○企画調整課長（外岡茂徳君） お答えいたします。

まず、職員提案制度でございますが、この提案制度は、まず行政事務の効率的運営と業務の改善並びに町の活性化等に関する職員提案を奨励し、研究心と行政参加の意欲を高めるとともに行政水準の向上を図ることを目的として、昭和61年度に制定されました。

この募集内容でございますが、職員としての創意工夫、考察、改善、企画等でありまして、事務事業及び作業等の能率向上に役立つ。それから、経費の節減及び収入増加になるもの等、7項目のいずれかに該当するものを対象として、毎年7月と11月末日を締め切りとして、年2回募集を受け付けております。

提案されたものでございますが、副町長を会長、教育長を副会長、各課局長を委員とする提案審査会において、効果度、創意等、6項目について審査をやっております。優秀なものについては、庁議の中で表彰も行っております。

現在まででございますが、ことし7月までに提案された件数ですが、31件に上っております。行政のスリム化や町民サービスの向上等による行財政改革の一翼を担っていると思っております。

以上でございます。

○議長（渡邊嘉郎君） 清水清一君。

〔6番 清水清一君登壇〕

○6番（清水清一君） それでは、11月はまだ審査も行っていないと思いますけれども、件数はわかっているわけだと思いますが、その件数と大まかな、大体、行革とかいろんなそんな話だと思うんですけれども、内容的に件数的にはどのくらいあります。

○議長（渡邊嘉郎君） 企画調整課長。

○企画調整課長（外岡茂徳君） 11月は、今回、件数はございませんでした。

以上です。

○議長（渡邊嘉郎君） 清水清一君。

〔6番 清水清一君登壇〕

○6番（清水清一君） 11月がなかったというのはちょっと不思議だなと思いますけれども、これはない、ちょっと私も今いきなりないと言われたものでびっくりしたものですから、ないというのはどういうふうに解釈するのか。それとも改善の意欲が、職員がないというわけではないと思いますけれども、改善尽くされたから探すものがなかったのか、それともどういう形で、ゼロ件だったというのは、ちょっともう一回聞きたいのですが。

○議長（渡邊嘉郎君） 企画調整課長。

○企画調整課長（外岡茂徳君） ゼロ件の理由というのは、非常に難しいんですけれども、先ほど来、町長が申し上げておりますように、人員が削減された中で、いろんな意味で多岐、多種というんですか、仕事があったと思います。そういった中で、どうしても職員提案制度となると業務以外、つまり時間外、あるいはその都度考えているような形で提案されてくるものと思っております。

また、先ほどお話ししましたように、もう既に31件、これが当初から提案制度としてありました。そういった中で、かなりの審査をした経過がございます。そういうもろもろの理由で、今回はゼロという認識をしております。

以上です。

○議長（渡邊嘉郎君） 清水清一君。

〔6番 清水清一君登壇〕

○6番（清水清一君） 今、11月は抜きとして、7月の提案制度で表彰されたのは何件で、その内容はどのようなものだったのですか。

○議長（渡邊嘉郎君） 企画調整課長。

〔企画調整課長 外岡茂徳君登壇〕

○企画調整課長（外岡茂徳君） 今までの表彰の関係ですけれども、この表彰には努力賞、入選、優秀賞ということでございます。優秀賞が今までに2件ほどございます。それから、努力賞が14件ございます。それから、入選が1つというようなことでございます。

以上です。

○議長（渡邊嘉郎君） 清水清一君。

〔6番 清水清一君登壇〕

○6番（清水清一君） 優秀賞の一番いいやつ初め、その2件の内容はどんな内容ですか。

○議長（渡邊嘉郎君） 企画調整課長。

〔企画調整課長 外岡茂徳君登壇〕

○企画調整課長（外岡茂徳君） 内容といたしましては、まず役場の正面にセンターライン、つまり出入り口ですね。ここにセンターラインを引いたらどうか、つまり車が交差するときに危ないというような、ふだん気がつかないようなことを気がつかれたということです。

それからもう一つは、コードなしの電話の導入ということで、パソコン等が今現在仕事の主流になっております。そういった中で、どうしてもいろんな情報をパソコンから引っ張るにつけて、固定の電話ではなくてコードなしの電話、それをパソコンの前でお話できるというような、その2件が優秀賞でございます。

以上です。

○議長（渡邊嘉郎君） 清水清一君。

〔6番 清水清一君登壇〕

○6番（清水清一君） こういう優秀賞、細かくて気がつかないことがあって、これは交通安全とか職務の合理化あるいは迅速化というものにつながるという意味で表彰されたと思えますけれども、こういう提案制度の内容は、職員がこうやって頑張って提案しているという形も、議員の方々からすれば一生懸命職員がやっていると思うものですから、他の市町村では提案制度があったものは全部公表していると。賞に入る、入らないにかかわらず公表しているという形がございますので、南伊豆町でもそういうものはぜひとも公表しておいた方がいいのかな。

また、この提案制度、先ほども企画課長から言われましたけれども、トップを副町長がやっておられて、それで審査するという形がございましたけれども、その審査を若手職員、35歳以下の職員が一次審査をして、二次審査をもう一回やるという形は、若手が一生懸命やっぱり改善の仕方とかそういうものでいろんな考えがあって、その次は僕もこういう考えが出てくるよという形で、自分も改善の方にまた向いてくるのかな。勉強して考えてくると思うものですから、そういうやり方も考えてみたらどうかなと考えますが、ここではやりたいと、検討してみるという答えをいただきたいのですが、答弁お願いいたします。

○議長（渡邊嘉郎君） 企画調整課長。

〔企画調整課長 外岡茂徳君登壇〕

○企画調整課長（外岡茂徳君） 今の提案制度でございますが、実施要綱に基づいて現在、副町長を会長として進めております。清水議員も、若手をまず、第一次の選出者ということでやったらどうかというようなご提案ございましたが、ご意見として承っておきたいと思えます。

以上です。

○議長（渡邊嘉郎君） 清水清一君。

〔6番 清水清一君登壇〕

○6番（清水清一君） いろいろ考え方はあるものですから、でも、やっぱりみんな改善のことを一生懸命考えて、提案制度の中で職場の事務とか作業が簡単に、あるいはスムーズにいくように考えてもらうことが一番のことで、私だって仕事のたびに、これはどうやって楽しくていくっていうか、仕事が早く終わるのかなということを考えながら仕事をしているわけです。やっぱり、皆さん職員も当然考えていると思えますけれども、それは考えて、それで実行に移すときになかなかうまくいかないと思えますけれども、やっぱり提案しないことには、その先でほかの人が簡単に気づいて、こうやればいいんだよという人もあると思うものですから、提案してもらうことこそがその改善策につながっていくと私は考えますので、提案してもらって、いろんな職員、皆さんで考えていただきたいと私は考えます。

それとまた、制度の公表をぜひともしていただくようお願い申し上げます。

続きまして、4つ目の行政評価システムでございます。

やっぱり、これもいろんな行政評価システムが来たわけですけども、この評価の仕方について、評価シートをつくって行ったらどうかと。指標を設定して、評価シートを使っての検討が必要ではないかなと。そういう形でやっているところもございますから、私もそういうものを見たというか、行革のやつでは見ているのですが、各事務事業についての評価、そういう形を導入とまた公表も必要だと考えますが、町長、どういうふうにご検討おられますか。

○議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） この行政評価システムにつきましては、平成16年度から本格的な研究を開始しまして、平成18年3月策定の第2次南伊豆町行政改革推進実施計画におきましても、実施項目として盛り込まれ、実施に至る段階までの検討が進められております。

予定としましては、今年度中の試行的導入を目指しておりましたが、評価対象事業の決定等に時間を要しているため、導入予定が若干おくれております。

本町における行政評価の内容としましては、事務事業の概要、手法、目的等を記述し、活動、成果、効率の3指標により、事務事業の実施方針を担当部署レベルで再検討する事務事業目標管理に事業の目標達成度、効果・効率の観点から、事業年度ごとの進捗状況、経費の状況、他事業との総合的評価によって、担当部署及び他部署において再検討する事務事業評価の2つの評価を主として、施策の自己管理を行う施策評価についても一部取り入れることとした検討結果に基づき、今後の実施に向けて、さらに調整を図っている段階であります。

行政評価の効果につきましては、事務事業の効率化であるとか、あるいはコスト意識の定着、事務事業におけるPDCAサイクルの定着などによる効率的で効果的な行政活動の実施などが言われておりますが、既に導入を進めている自治体の中には、必ずしも効果が得られていないといったところも少なからず存在します。

本町におきましては、導入の効果を最大限に発揮できるよう、導入目的、手法につきましても十分に検討を行う必要があると考え、評価対象事業の選定も含めた検討を再度実施することとした次第であります。

以上です。

○議長（渡邊嘉郎君） 清水清一君。

〔6番 清水清一君登壇〕

○6番（清水清一君） 行政評価システムは、ほかの議員もたまに言われるわけで、やっぱり検討中ではなくて、実施に向けて、町長も今年度実施予定だったと言われましたから、多少おくれているわけですがけれども、ぜひとも今年度中、またあるいは来年度頭には実施できるような形を取り組んでいただきたいと思います。

それでは、次の災害時の職員の初動対策でございますけれども、南伊豆町は災害が多い町だと、この間も住民懇談会で町長が言われておりました。これからも、災害時、町民のたよりとなる職員の災害時の初動対策として、ここに新聞記事がありますけれども、全職員に防災士をとらせるという、栃木市がございまして、これを読みますと、防災士を取得させるための養成講座を市で開いていると。災害時の初動で市民を誘導する役割なども担ってもらうのが目的であるという形でございます。

そうやって考えたときに、南伊豆町にはたしか十何人だったか、防災士何名いるのかちょっと忘れちゃったけれども、そういう形を考えると、全職員に防災士の取得をしてもらっ

て、災害の初動のときにうまくいくような形が考えられるのではないかなと思って私は考えますが、そういう初動対策としての考えを、町長、お願いいたします。

○議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

防災につきましては、日ごろ、防災の日であるとか、あるいはその他のできるだけ機会をとらえながら職員には訓練を実施し、意識の啓発等に努めておるところであります。

先ほど議員も言われるように、我が国は雨量も世界平均の約倍の雨量で、そして日本というのは地形的にも地質的にも、非常に災害の発生しやすい国であるということが言えると思います。

実は今月に入ってからでしたか、災害復旧の全国大会というものが東京で開催されまして、これにも私も行ってまいりました。そこでも、防災についてのいろいろな体験談等、事例が発表されました。国でも、防災については、今後なお一層予算配分等をしながら力を入れていくというふうなことを担当省の方が言われ、そこでも、先ほど言いましたけれども、議決をされ、そしてまた我々は国会へと、各省庁へと陳情したわけであります。

そういう中で、防災につきましては、災害時の職員の初動体制につきまして、各災害により初動体制が若干異なりますが、町で決めました南伊豆町災害時初動対応マニュアルに沿った行動をとることになっております。例えば、当町で震度4の地震が観測された場合は第二次事前配備体制となり、総務課、建設課、及び津波が伴う場合は産業観光課担当係が配備体制をとり、状況により職員を動員できる体制及び事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制をとることとなっております。

また、大雨、洪水、防風警報のいずれかが伊豆南に発表されたときにつきましても、第二次配備体制となっております。大雨情報に関しましては、本年6月15日より、静岡県において土砂災害警戒情報が運用されております。これは新しい情報であります。これにつきましては、広報みなみいず7月号に掲載済みですが、この情報が発令されますと、経過により避難勧告、避難指示及び避難所の開設といった対応が必要となるため、総務課、建設課に加え、健康福祉課につきましても配備体制をとることとなっております。

また、地震や気象状況の災害だけでなく、突発的災害応急体制としまして、多数の死傷者が発生し、通常の消防力では対応が困難と思われる事故等が発生したとき、またはその他の状況により町長が指令したようなときにつきましても、第二次事前配備体制をとり、担当課

または速やかに災害対策本部を設置できる体制をとることとなっております。

このような体制を基本としまして、全職員に周知し、年3回実施しています津波総合及び地域防災訓練につきましても、担当課及び全職員の参加を実施しております。災害につきましては、さまざまな被害をもたらすことを想定し、全職員が協力し対応してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（渡邊嘉郎君） 清水清一君。

〔6番 清水清一君登壇〕

○6番（清水清一君） これまでの経過はそれでいいのですけれども、もっとやっぱり突発的な災害が出たとき、地元にいる職員が防災士を持っていることによって、あるいはそういう研修でいっぱいやってきたと思いますけれども、それだけではなくて、やっぱりそういう防災士の方がおられれば、大変勇気が出てくるのかなと、あるいは安心感が出てくる、あるいはその職員が区長とともに誘導あるいは初期のものができるのではないかなと。道路が寸断されたときに、その地区でどうしようかということがあるときには、やっぱり役場の本部まで連絡できないときもあるわけですから、そういうときにやってもらうのが、やっぱり地元にいる職員が、またあるいは区長さんをお願いしてやるわけですが、そういう方々のためにも、こういう各職員が持つておられるのがいいのかなと、私は非常にいい考えだなと。

ましては、それは先ほども言いましたけれども、自分の自己啓発につながるという形がございいますから、この防災士そんなに、ちょっと時間はかかりますけれども、お金のかかる話ではなくて、県の防災局が講師になれるということだと聞いていますから、そんなに難しい話ではないと思うものですから、そういう形を考えたときにこの防災士の職員、他の県でもやられておるわけですから、南伊豆でも考えてみたらどうかなと私は考えますけれども、それについて町長はどう考えますか。

○議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 下田の県の出先に防災監がおりますので、こういう人たちの、今言われるような防災面での研修ということも確かに必要ですし、今後、そういった面でも職員の意識啓発等を進めながら、防災体制をしっかりと構築していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（渡邊嘉郎君） 清水清一君。

[6番 清水清一君登壇]

○6番（清水清一君） こういう形で職員に一生懸命またやってもらうために、こういうまた一般質問をさせていただいたわけですがけれども、ぜひともこうやって皆さん頑張っていたいて、よい町をつくるために頑張っていたくようお願い申し上げまして、清水の一般質問を終わります。

以上です。

○議長（渡邊嘉郎君） 清水清一君の質問を終わります。

---

#### ◎散会宣告

○議長（渡邊嘉郎君） 本日の議事が終わりましたので、会議を閉じます。

お諮りします。委員会審査のため、12月12日の1日間を休会といたしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（渡邊嘉郎君） 異議なしと認めます。

よって、12月12日の1日間を休会とすることを決定いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時10分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 渡 邊 嘉 郎

署 名 議 員 清 水 清 一

署 名 議 員 梅 本 和 熙